

はじめに

本町では、第4次播磨町総合計画「まちが いきいき きらめくはりま ~未来につなげる みんなのまちづくり~」に基づき、めざすべき将来の姿とその実現に向けて、まちづくりを進めているところです。

障害の有無にかかわらず誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であります。それは、障害による不利益の責任が個人や家族に帰せられることなく、障がい者に偏在している不平等を解消し、平等な社会を実現することを求めるものであります。

このような中で、当事者や家族、支援者、関係機関等で構成する播磨町地域自立支援協議会において、障害があっても、地域で自分らしく、安心して暮らせるために地域の問題課題について情報を共有し、問題課題の解決に向けての取り組みについて活発な協議を行っているところです。

この度、これらの基本的な考え方にに基づき、あるべき共生社会の姿として、障がい者が必要な支援を活用しながら地域で自立した生活を営み、その社会生活を支援することができるよう新しく「播磨町障害者計画」及び「播磨町障害福祉計画」を一体的に策定しました。

障がい者の自立及び社会参加に必要な支援のための施策を総合的かつ計画的に実施し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし施策の積極的な展開を図ってまいります。

最後になりましたが、アンケートやヒアリング調査にご協力くださいました皆様、また熱心にご議論いただきました播磨町障害者福祉計画策定委員をはじめとして、計画の策定にあたり、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成24年3月

播磨町長 清水 ひろ子

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定.....	3
5 実態調査と評価の実施.....	3
第2章 播磨町を取り巻く状況.....	5
1 障害者手帳所持者の推移.....	5
2 身体障害者手帳所持者の状況.....	6
3 療育手帳所持者の状況.....	7
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	8
5 難病患者の状況.....	9
6 障害福祉サービスの利用実績.....	10
7 地域生活支援事業（必須事業）.....	11
8 アンケート調査結果にみる播磨町の現状.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 計画の基本理念.....	30
2 施策の体系.....	31
第4章 施策の展開.....	31
1 権利擁護のまちづくり（まもる）.....	32
2 共にそだち、まなぶまちづくり（そだつ）.....	40
3 その人らしく暮らすためのまちづくり（くらす）.....	48
4 「はたらきたい」を支えるまちづくり（はたらく）.....	56
第5章 計画の推進に向けて.....	60
1 地域との連携.....	60
2 庁内推進体制の整備.....	60
3 播磨町地域自立支援協議会における取り組みの推進.....	60
4 国、兵庫県及び近隣市町との連携.....	61
5 計画の評価・点検.....	61
資料編.....	62
1 播磨町障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....	62
2 播磨町障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	64

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 18 年に平成 23 年度までを計画期間とする「播磨町障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であるとのノーマライゼーションの考え方を基本として、「共生社会」の実現をめざすことを目標に施策を展開してきました。

国が署名している「障害者の権利に関する条約」については、条約批准に向けた国内法を整備するため、平成 22 年 1 月「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」、同年 7 月に「障害者基本法の一部を改正する法立案」が成立しました。

さまざまな制度改革が行われている中で、障害者自立支援法に代わる新たな法律として、「障害者総合支援法」(仮称)が予定され、さらに障害者差別禁止法の制定に向けた検討が進められています。

共生社会の実現、保護の対象から権利の主体への転換、地域で自立した生活を営む権利など、障がいのある人への生活全般にわたる平等性と公平性の確保が求められています。

こうした国の状況を踏まえつつ、これまでの計画を見直し、本町における障がい者施策の基本方針として、総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにするために、「第 2 期播磨町障害者計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」(第 3 期)に相当するものです。

「播磨町障害者計画」は、国の「障害者基本計画」や「重点施策 5 か年計画」及び「すこやかひょうご障害者福祉プラン」「兵庫県障害福祉計画」等の内容を踏まえたものとしします。

また、上位計画である「第 4 次播磨町総合計画」の部門計画として位置づけられ、「播磨町高齢者福祉計画及び第 5 次介護保険事業計画」「播磨町次世代育成支援行動計画後期計画」「はりま健康プラン」などの関連計画との整合性を図り、障がい者福祉に関し、本町が取り組むべき施策の基本的な方向と目標を示すものです。

「播磨町障害福祉計画」は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

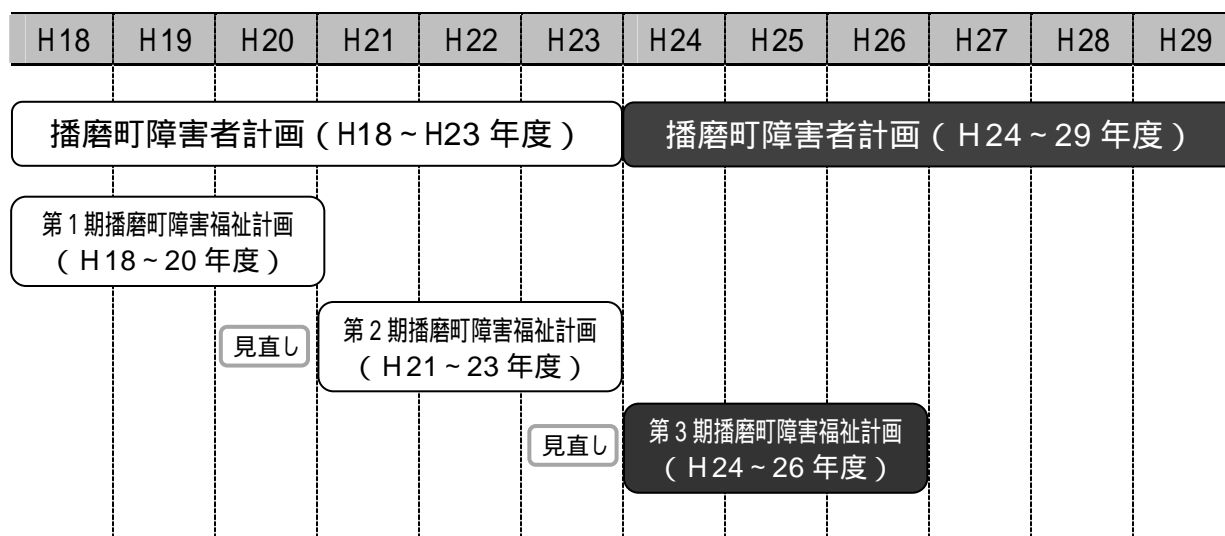
	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成 23 年 8 月改正)	障害者自立支援法 (平成 12 年 12 月より順次改正)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第 11 条) 長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした播磨町総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度を初年度とし、平成 29 年度までの 6 年間とします。

播磨町障害福祉計画は、第 3 期計画として、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年とします。

なお、新たな法律、障害者総合支援法（仮称）が施行される予定など、国の法律の動向や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、計画期間中であっても、適宜、見直しを行うものとします。



4 計画の策定

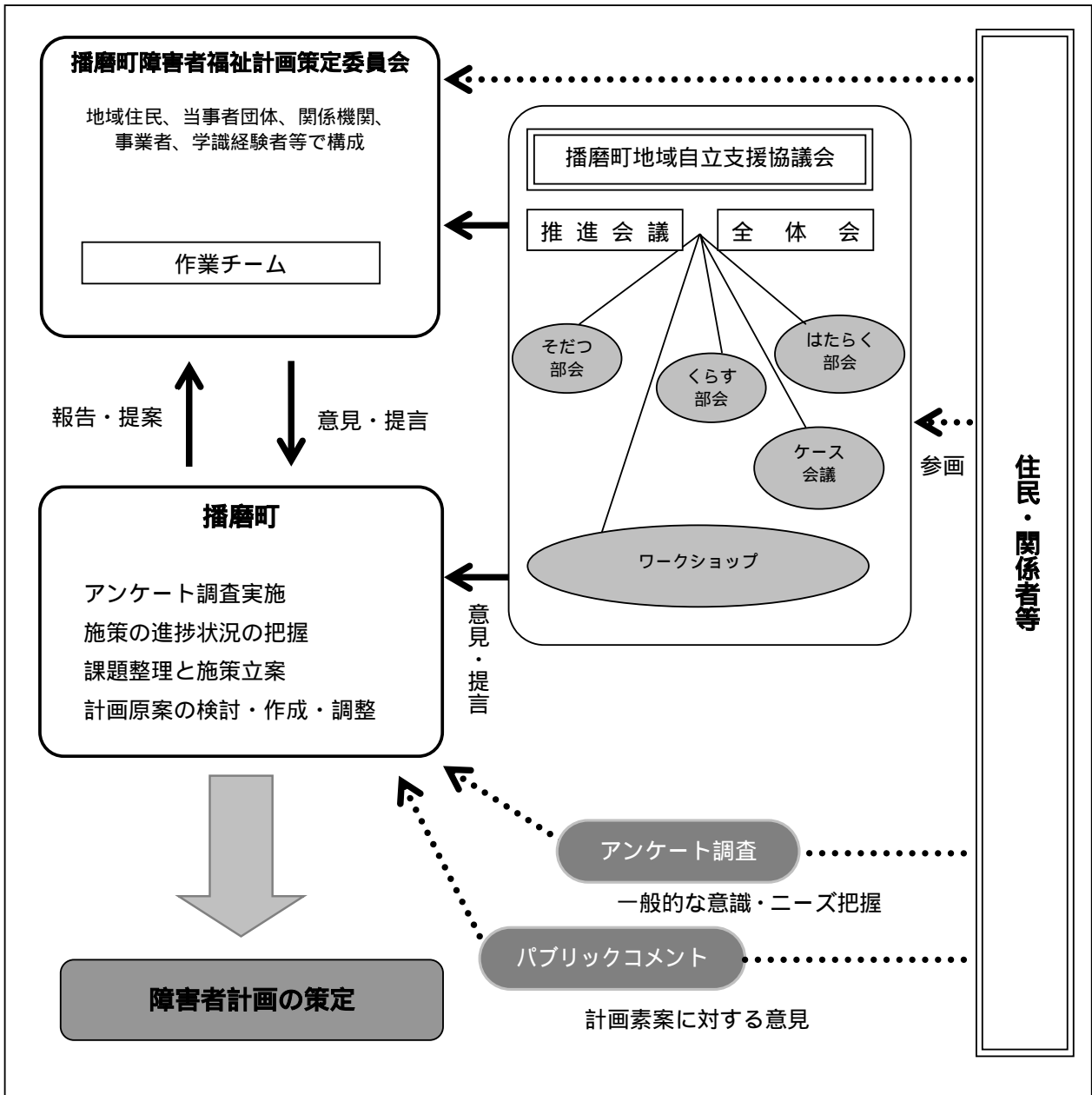
本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や保健医療・福祉関係者、障がいのある当事者を含む住民、団体関係者等による「播磨町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

5 実態調査と評価の実施

本計画の策定にあたっては、住民の障害福祉にかかわる意識やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、今回の計画の策定、見直しにあたっては、行政内における事業評価だけでなく、播磨町地域自立支援協議会において、3 回にわたるワークショップと、協議会の各部会で、6 年間の施策の検証と評価を行い、今後の障がい者施策などに対する提言として、本計画に反映しました。

【計画の策定体制と播磨町地域自立支援協議会の役割】

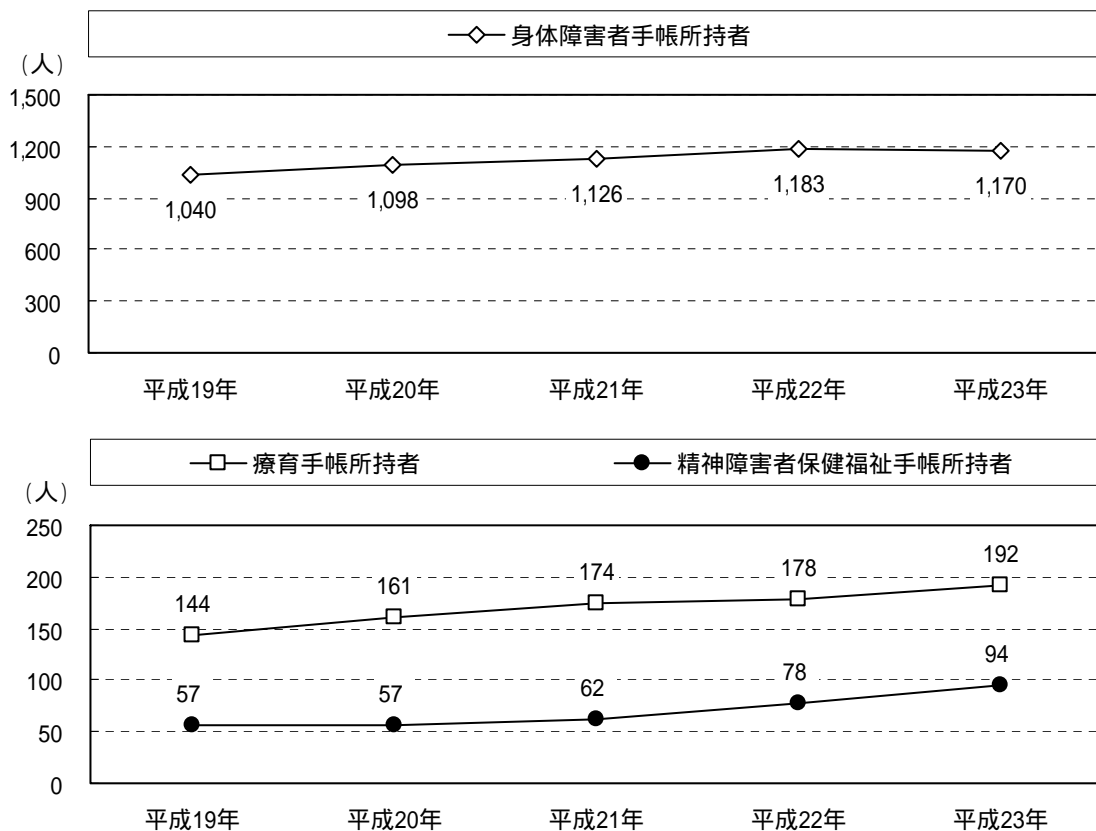


第2章 播磨町を取り巻く状況

1 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳で平成23年に若干減少がみられるものの、全体的に各障害者手帳所持者はともに増加傾向にあります。身体障害者手帳所持者は、平成23年で1,170人と平成19年に比べ、130人(12.5%)増加し、療育手帳所持者は平成23年で192人と平成19年に比べ、48人(33.3%)増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成23年で94人と平成19年に比べ37人(64.9%)増加しています。

身体障害者手帳所持者の増加は高齢化の進行との関連性が考えられますが、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加の背景には、保健・医療・福祉の連携・充実により、障害の早期発見・早期対応が進んできたことや障害者施策の拡充により、福祉サービス利用のための手帳取得が進んだこと、障害者手帳を所持することへの認識が深まってきたことなどが考えられます。

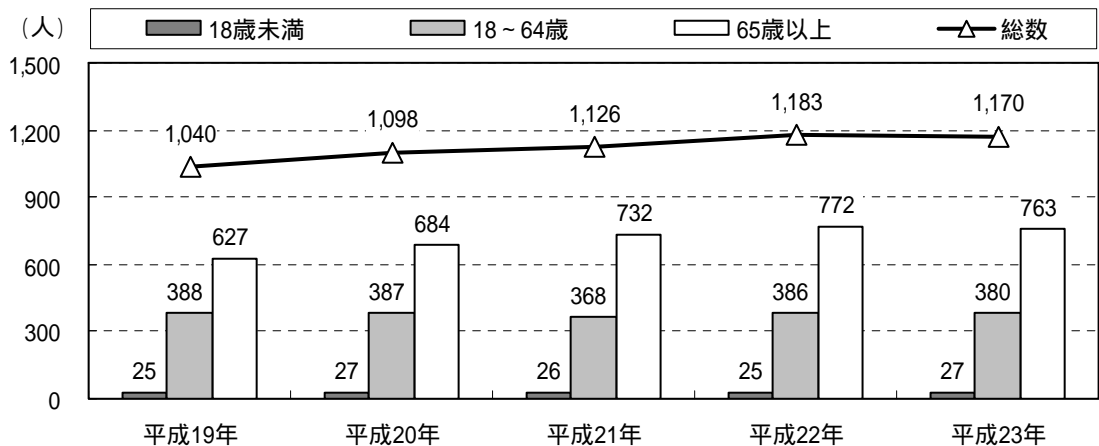


(資料:福祉グループ 各年4月1日現在)

2 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の年齢別推移

身体障害者手帳所持者の年齢別推移をみると、「18歳未満」「18～64歳」ともにほぼ横ばいとなっています。「65歳以上」は平成23年で若干減少がみられますが、全体的には増加傾向となっており、平成23年では763人と、平成19年より136人(21.7%)増加しています。

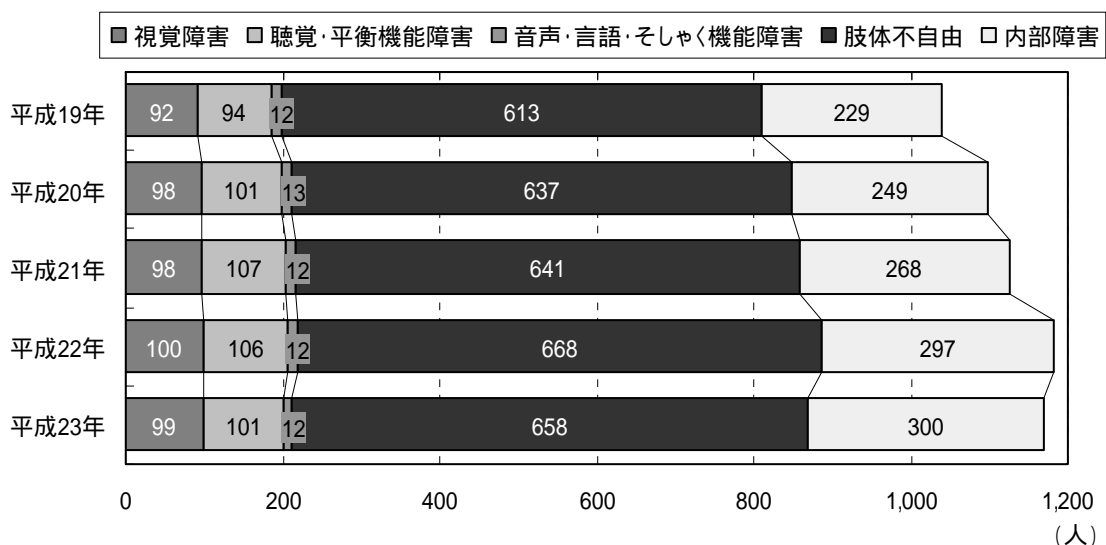


(資料:福祉グループ 各年4月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の種別推移

身体障害者手帳所持者の種別推移をみると、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、平成23年には658人となっており、平成19年と比べ45人(7.3%)増加しています。「内部障害」も増加傾向にあり、平成23年には300人と、平成19年に比べ71人(31.0%)増加しています。

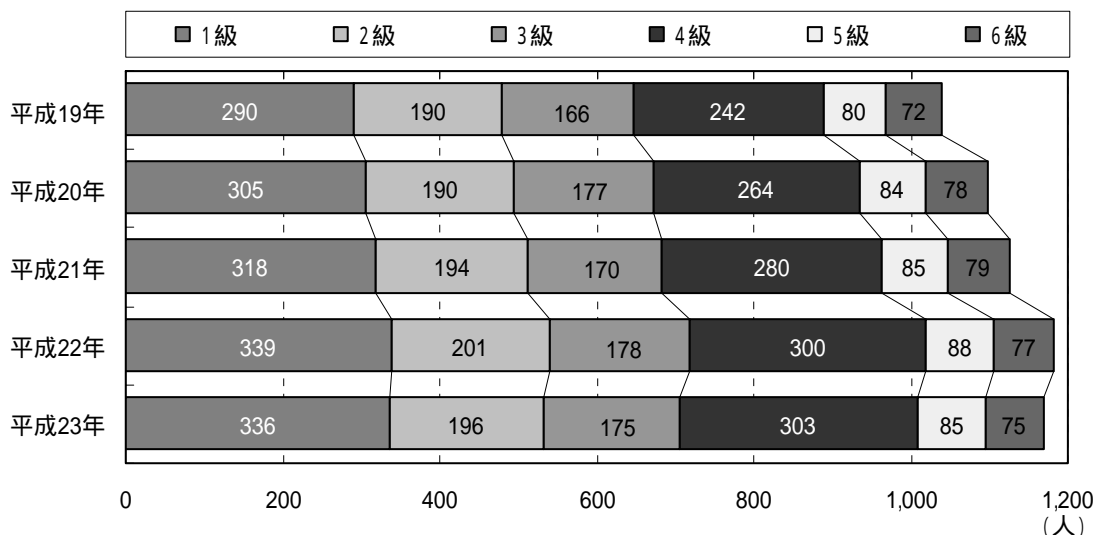
平成22年4月から肝臓機能障害が内部障害に追加されました。



(資料:福祉グループ 各年4月1日現在)

(3) 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者の等級別推移をみると、他の等級に比べ、「1級」「4級」で増加が著しく、平成19年から平成23年までに「1級」で46人(15.9%)、「4級」で61人(25.2%)増加しています。

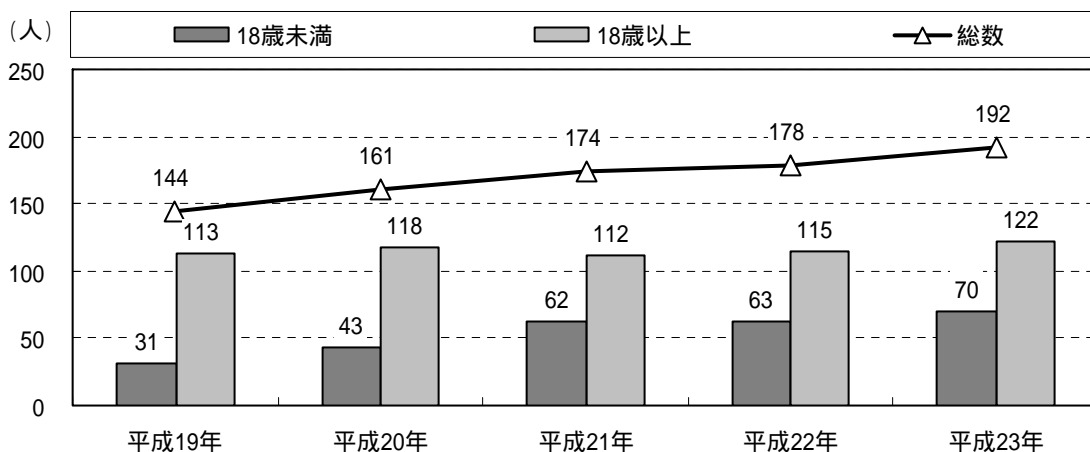


(資料:福祉グループ 各年4月1日現在)

3 療育手帳所持者の状況

(1) 療育手帳所持者の年齢別推移

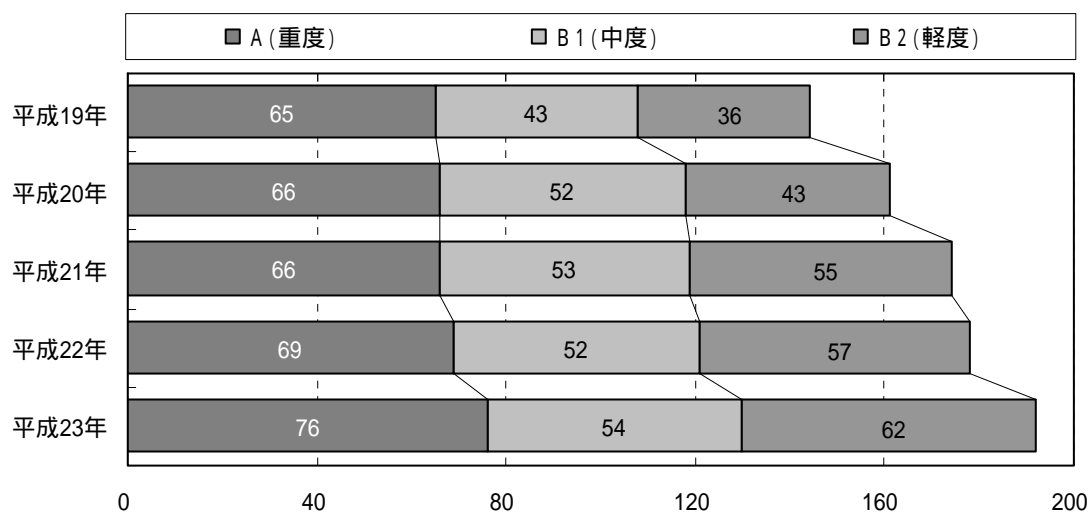
療育手帳所持者の年齢別推移をみると、「18歳以上」で多少の増減はみられるものの、「18歳未満」とともに増加傾向にあり、平成19年と平成23年を比べると、「18歳以上」で9人(8.0%)、「18歳未満」で39人(125.8%)増加しています。



(資料:福祉グループ 各年4月1日現在)

(2)療育手帳所持者の等級別推移

療育手帳所持者の等級別推移をみると、「A（重度）」が最も多く、次いで「B 2（軽度）」となっています。また、平成 19 年と平成 23 年を比べた増加率でみると、「B 2（軽度）」が 72.2%と他の等級よりも高くなっています。

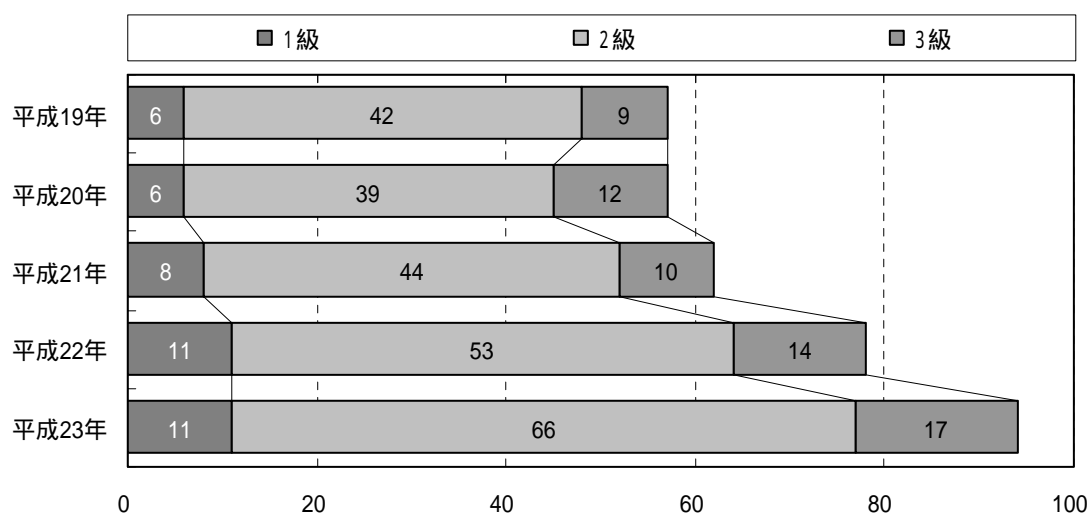


(資料:福祉グループ 各年4月1日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1)精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を等級別にみると、「2級」の増加が大きく、平成 23 年で 66 人と、平成 19 年に比べ、24 人 (57.1%) 増加しています。



(資料:福祉グループ 各年3月末日現在)

(2) 通院医療費公費負担申請者の状況

通院医療費公費負担申請者の状況をみると、平成20年以降は増加傾向にあり、平成23年は388人と、平成19年よりも14人(3.7%)の増加となっています。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
通院医療費公費負担申請者	374人	357人	361人	368人	388人

(資料: 福祉グループ 各年3月末日現在)

5 難病患者の状況

難病患者の状況をみると、「一般特定疾患受給者数」「小児慢性特定疾患受給者数」ともに多少の増減はあるものの増加傾向となっており、特に「一般特定疾患受給者数」は平成23年で177人と、平成19年よりも41人(30.1%)の増加となっています。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
一般特定疾患受給者数	136人	152人	150人	156人	177人
小児慢性特定疾患受給者数	15人	16人	15人	15人	18人
県単独特定疾患受給者数	1人	7人	0人	0人	0人

(資料: 福祉グループ 各年3月末日現在)

一般特定疾患対象疾患は、平成21年10月1日より45疾患から56疾患になっています。
また、県単独特定疾患対象疾患は、平成21年10月1日より橋本病が削除されました。

6 障害福祉サービスの利用実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、平成 21 年度で「居宅介護」の利用人数が見込量を上回っていますが、利用時間では平成 21 年度、平成 22 年度ともに下回っています。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
居宅介護	人/月	11	13	118.2%	14	13	92.9%
	時間/月	228	148	64.9%	290	160	55.2%

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、平成 22 年度において「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援（A型、B型）」「児童デイサービス」は見込量を上回っています。「療養介護」はほぼ計画値どおり、「短期入所」は見込量を下回っています。なお、「旧法施設通所」は新法サービスへの移行が遅れ、見込量を上回っており、「旧法施設入所」は見込量を下回り、移行が早く進んでいます。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
生活介護	人/月	20	21	105.0%	25	26	104.0%
	人日/月	334	344	103.0%	420	432	102.9%
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	1	-	0	1	-
	人日/月	0	7	-	0	21	-
自立訓練(生活訓練)	人/月	3	4	133.3%	4	2	50.0%
	人日/月	62	81	130.6%	80	41	51.3%
就労移行支援	人/月	1	3	300.0%	1	4	400.0%
	人日/月	16	53	331.3%	16	81	506.3%
就労継続支援(A型)	人/月	0	0	-	0	1	-
	人日/月	0	0	-	0	11	-
就労継続支援(B型)	人/月	36	38	105.6%	40	47	117.5%
	人日/月	630	615	97.6%	700	776	110.9%
療養介護	人/月	1	0	-	1	1	100.0%
短期入所	人/月	8	8	100.0%	9	5	55.6%
	人日/月	72	59	81.9%	81	40	49.4%

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童デイサービス	人/月	0	0	-	0	2	-
	人日/月	0	0	-	0	10	-
旧法施設通所	人日/月	115	144	125.2%	58	123	212.1%
旧法施設入所	人日/月	242	231	95.5%	154	147	95.5%

平成 24 年 3 月末までに旧法施設通所・入所は他のサービスに移行するため、4 月以降は廃止されます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量については、「共同生活援助・共同生活介護」「施設入所支援」で実績値が見込量を上回っています。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
共同生活援助・共同生活介護	人/月	3	4	133.3%	4	7	175.0%
施設入所支援	人/月	14	17	121.4%	15	17	113.3%
旧法施設入所	人/月	11	10	90.9%	7	5	71.4%

7 地域生活支援事業(必須事業)

(1) 相談支援事業

相談支援事業については、ほぼ計画どおりに進んでいます。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	箇所	1	1	100.0%	2	2	100.0%
地域自立支援協議会	箇所	1	0	-	1	1	100.0%
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業	箇所	0	0	-	1	0	-

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業については、見込量を上回っています。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数	3	4	133.3%	3	5	166.7%

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、平成 21 年度で「在宅療養等支援用具」、平成 22 年度で「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」で見込量を上回っています。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護訓練支援用具	件 / 年	2	0	0.0%	2	1	50.0%
自立生活支援用具	件 / 年	4	2	50.0%	4	6	150.0%
在宅療養等支援用具	件 / 年	2	13	650.0%	2	13	650.0%
情報・意思疎通支援用具	件 / 年	24	12	50.0%	25	10	40.0%
排泄管理支援用具	件 / 年	490	435	88.8%	514	474	92.2%
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件 / 年	3	0	-	3	0	-

介護訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

自立生活支援用具：入浴補助用具、便器、T 字状・棒状のつえ、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

在宅療養等支援用具：透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ポンプ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、排痰補助装置

情報・意思疎通支援用具：携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、聴覚障害者用ワードプロセッサ、点字図書

排泄管理支援用具：ストマ装具、紙おむつ等、収尿器

居住生活動作補助用具：居宅生活動作補助用具

(4) 移動支援事業

移動支援事業については、利用人数は平成 21 年度、平成 22 年度ともに見込量を上回る結果となっていますが、利用時間は平成 21 年度で見込量を下回っています。

項目	単位	平成 21 年度			平成 22 年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
移動支援事業	人/月	15	19	126.7%	17	26	152.9%
	時間/年	1,350	1,266	93.8%	1,530	1,537	100.5%

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の基礎的事業については、実施箇所数は町外で見込量を下回っていますが、利用人数は町内、町外ともに見込量を上回っています。

項目	単位		平成 21 年度			平成 22 年度		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援センター	箇所	町内	0	0	-	1	1	100.0%
		町外	8	7	87.5%	8	7	87.5%
	人/年	町内	0	0	-	10	19	190.0%
		町外	15	22	146.7%	15	22	146.7%

8 アンケート調査結果にみる播磨町の現状

調査の目的

本調査は、「播磨町障害者計画」及び「播磨町障害福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある人やその家族の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向や住民との関わりなどを把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

調査設計

調査地域：播磨町

調査対象者：一般住民（20歳以上）

：障害者手帳所持者（身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、
精神障害者保健福祉手帳所持者）

対象数：一般住民 1,200人（無作為抽出）

：障害者手帳所持者 1,000人（無作為抽出）

調査期間：平成23年8月29日～平成23年9月16日

調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

回収結果

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
一般住民対象調査	1,200	444	37.0%
障害者手帳所持者対象調査	1,000	556	55.6%

	配布数	有効回答数	回収率
身体障害者手帳所持者	718	427	59.5%
療育手帳所持者	170	146	85.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	112	54	48.2%

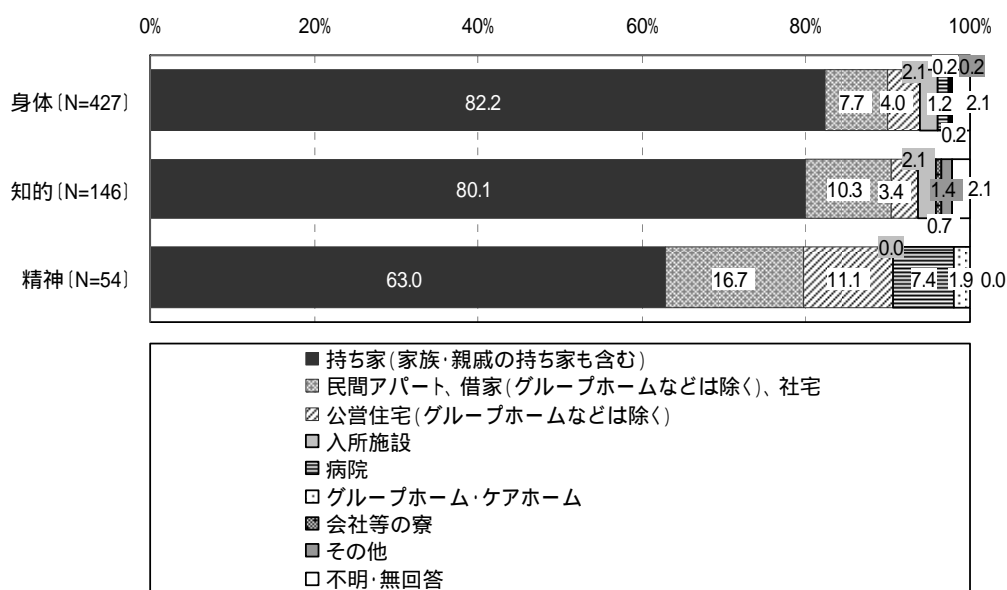
重複障がいの方を含むため、合計は一致しません。

(1)生活支援について

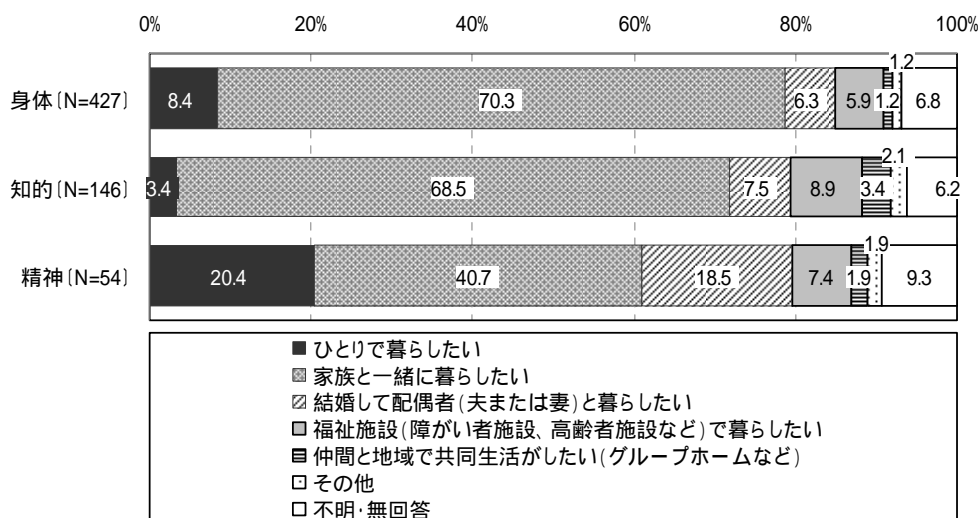
現在の生活の場では、各障害種別ともに「持ち家(家族・親戚の持ち家も含む)」が最も高く、6割以上となっています。また、精神においては「民間アパート、借家」が2割近くと比較的高くなっています。

今後、希望する暮らし方は、各障害種別ともに「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、4割以上となっており、今後も持ち家などで家族と生活していくことが求められています。一方、精神では「ひとりで暮らしたい」「結婚して配偶者(夫または妻)と暮らしたい」が2割近くとなっており、自立した生活が求められています。

現在の生活の場

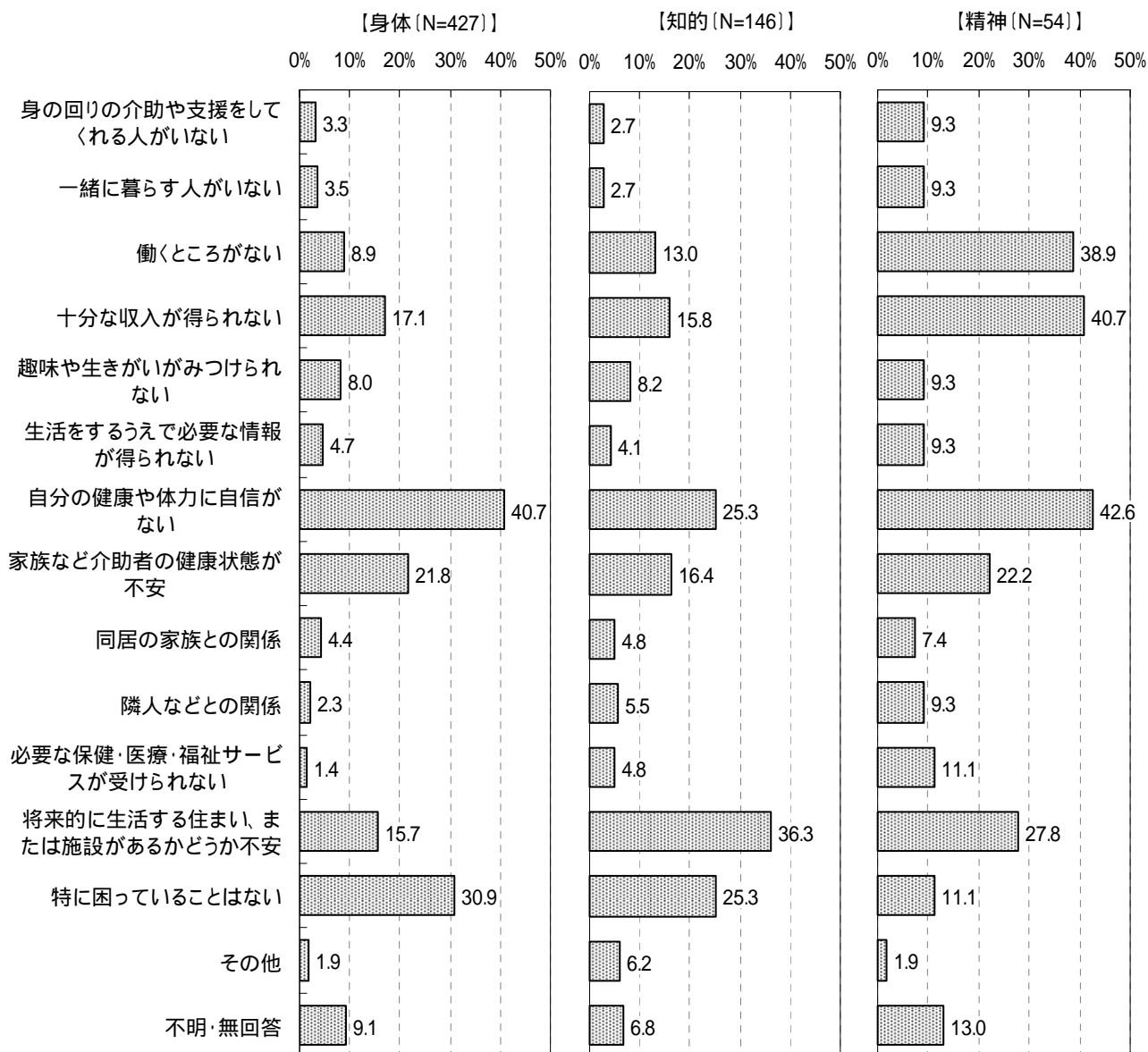


今後希望する暮らし方



現在の生活で困っていることや不安に思うことでは、身体、精神では「自分の健康や体力に自信がない」、知的では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も高く、自分自身の健康や将来における住まいの場に対する不安がみられます。また、精神では「働くところがない」「十分な収入が得られない」が4割近くと、就労に対する不安も高くなっており、こうした健康面や将来的な住まいの場、就労に対する支援の充実が求められています。

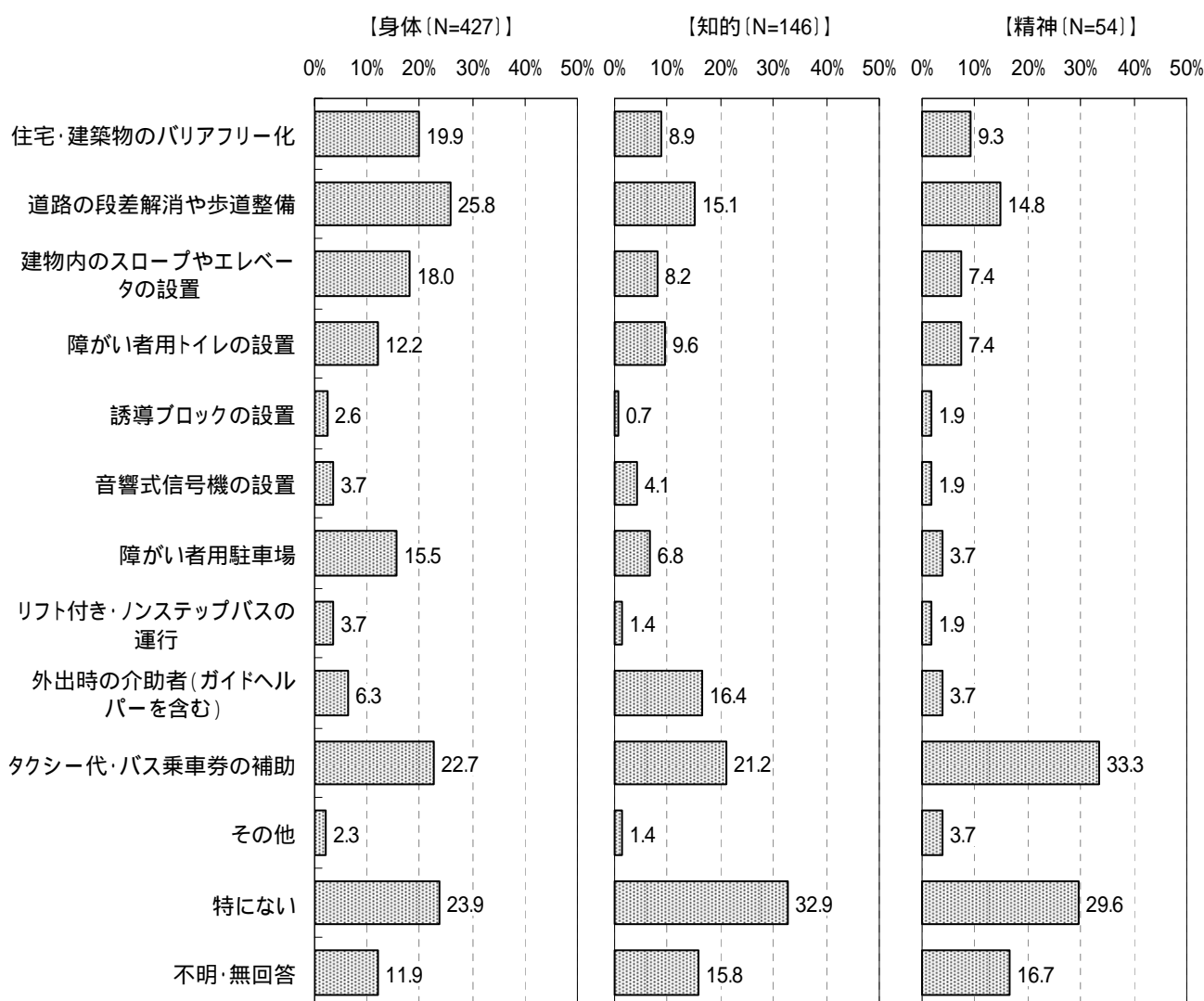
現在の生活で困っていることや不安に思うこと



(2) 生活環境

身の回りで整備または援助が必要なことでは、身体では「道路の段差解消や歩道整備」が最も高く、知的、精神では「タクシー代・バス乗車券の補助」が最も高くなっています。障がいのある人たちの外出や社会参加の促進に向けて、公共施設や道路などのバリアフリー化を進める一方、移動手段の確保や移動に対する支援の充実が求められています。

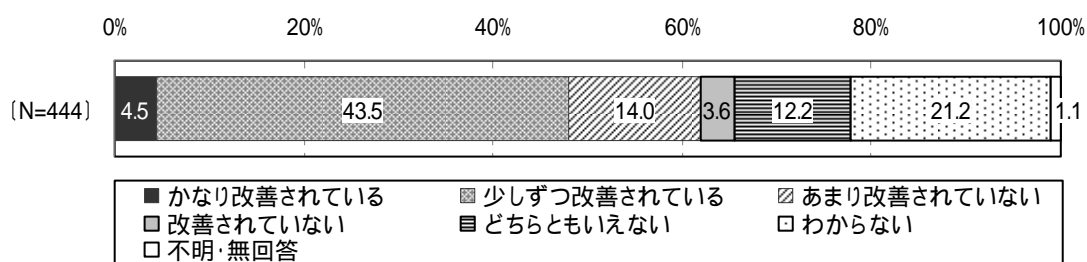
身の回りで整備または援助が必要なこと



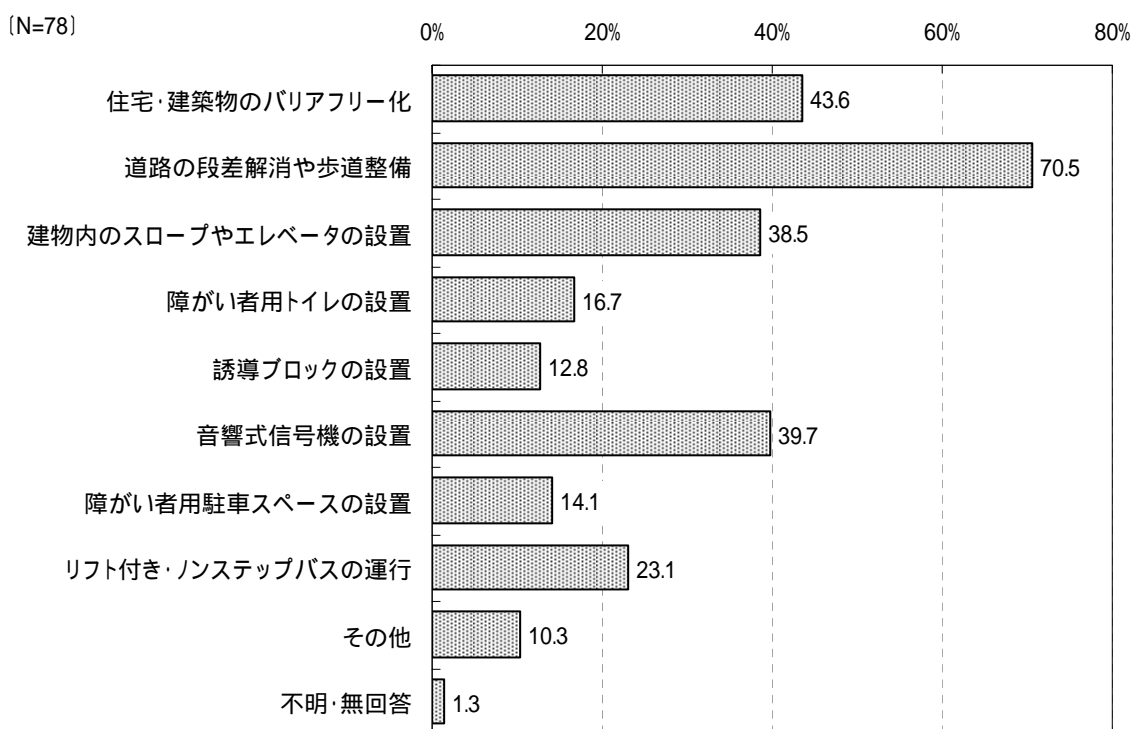
以前と比較して、まちの環境は、障がいのある人も外出しやすく改善されているかどうかでは、「かなり改善されている」「少しずつ改善されている」が5割近くを占めています。

「あまり改善されていない」または「改善されていない」と回答した人の改善されていないと思うその内容では、前頁の整備または援助が必要なことと同様に、「道路の段差解消や歩道整備」「住宅・建築物のバリアフリー化」の割合が高く、こうした道路環境や住宅におけるバリアフリー化が今後も求められています。

まちの環境の改善状況（一般住民）

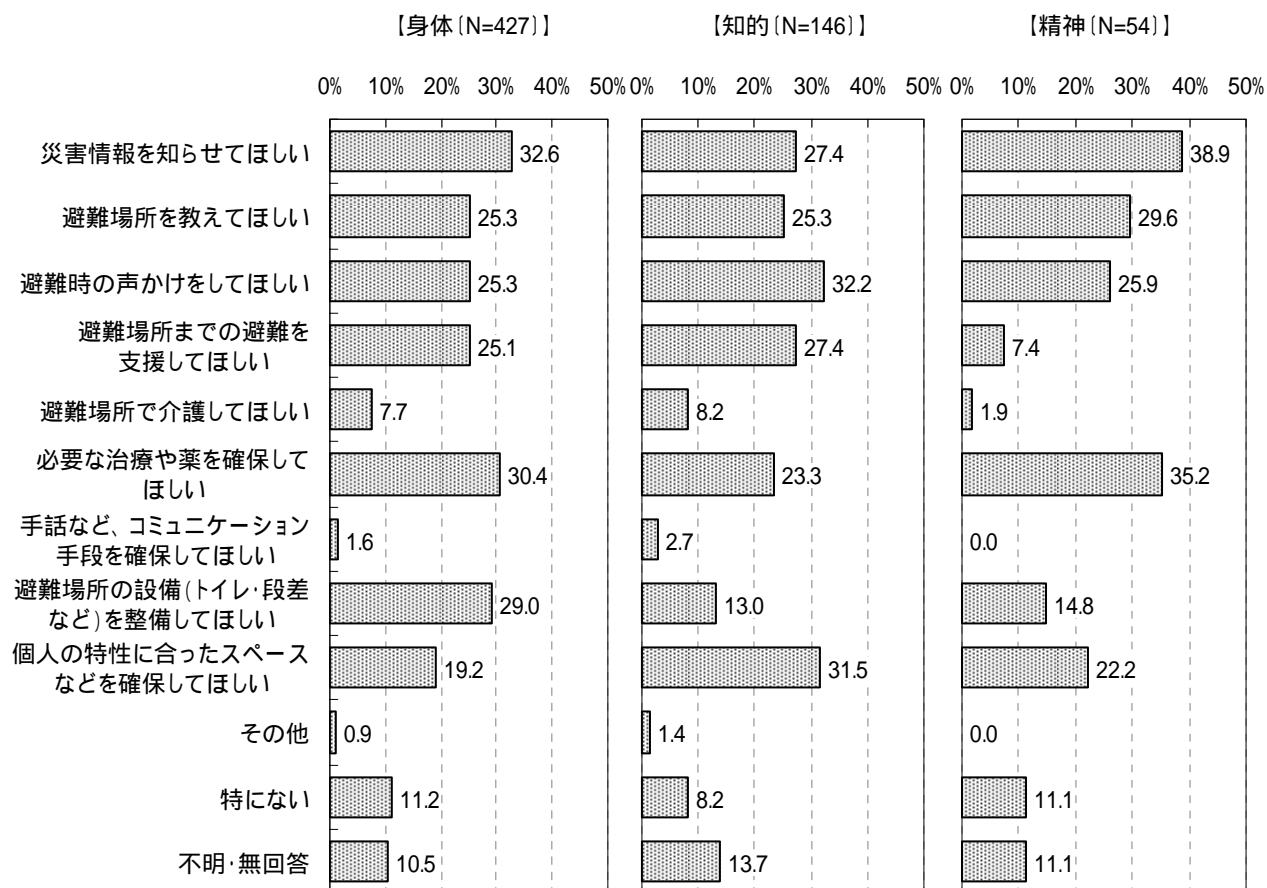


改善されていない内容（一般住民）



災害発生時に支援してほしいことでは、身体、精神では「災害情報を知らせてほしい」、知的では「避難時の声かけをしてほしい」が最も高く、障害種別に応じて災害時に支援してほしい内容が異なります。

災害発生時に支援してほしいこと

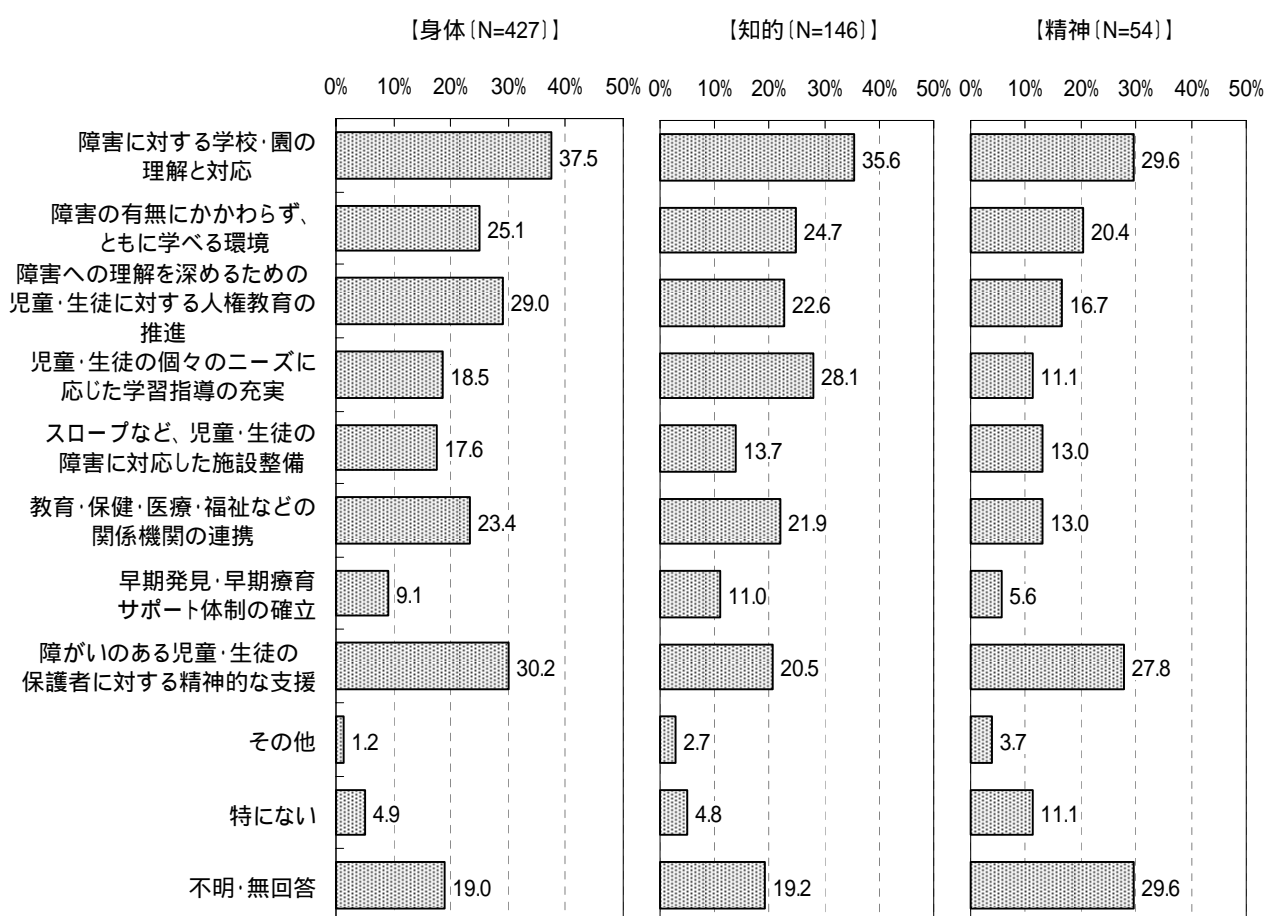


(3)教育・育成

障がいのある児童・生徒の教育・育成について必要なことでは、各障害種別ともに「障害に対する学校・園の理解と対応」が最も高く、学校・園の整備に加え、教職員における障害に対する理解を深めていくことが求められています。

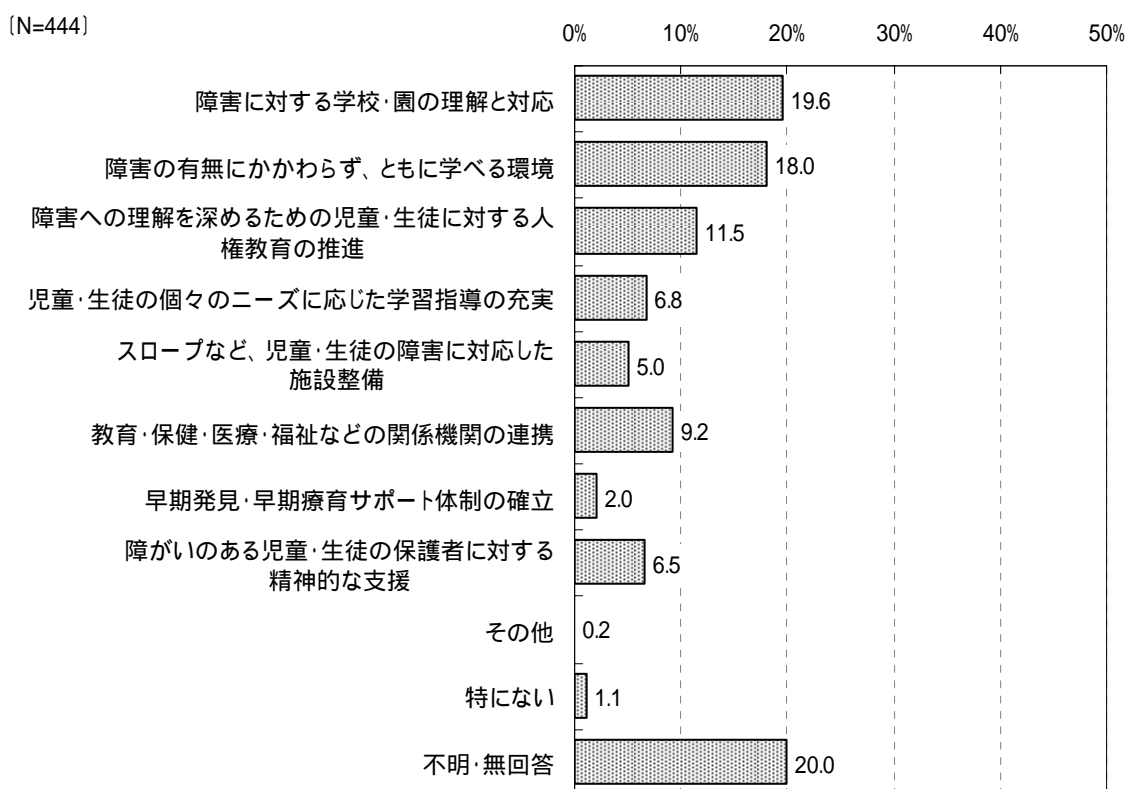
そのほか、身体、精神では「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が、また知的では「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が次いで高くなっており、保護者への支援や個々人の状況にあわせた学習指導が求められています。

教育・育成について必要なこと



障がいのある子どもの教育・育成について必要なことでは、「障害に対する学校・園の理解と対応」「障害の有無にかかわらず、ともに学べる環境」が高く、障がいのある人の回答に比べ、ともに学べる環境づくりが求められています。

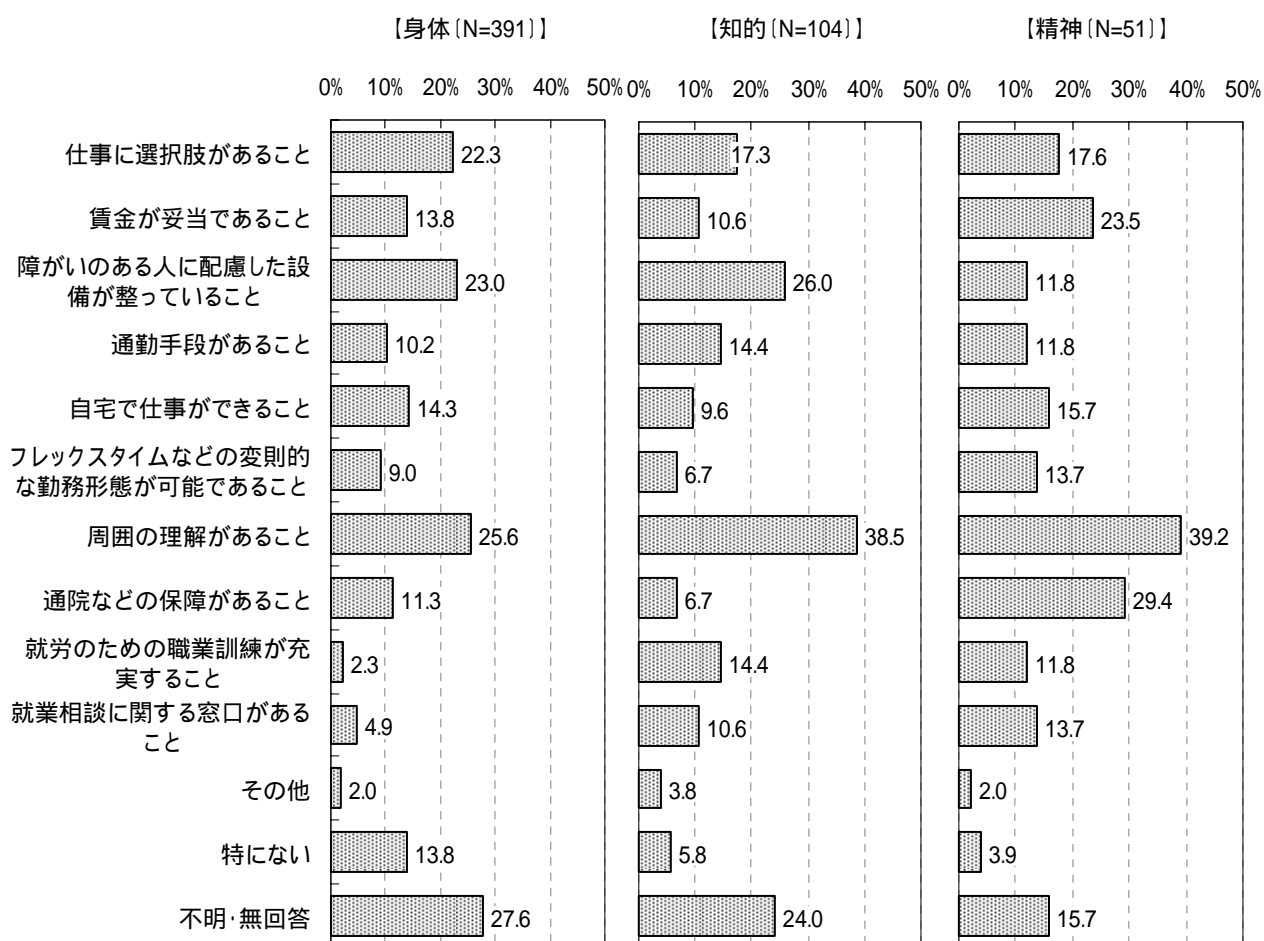
教育・育成について必要なこと（一般住民）



(4) 雇用・就労

働くうえで必要な環境整備では、各障害種別ともに「周囲の理解があること」が最も高くなっています。また、精神では「通院などの保障があること」が約3割となっており、障害特性に対する理解をはじめ、障害特性に応じて時間帯や内容などを設定しながら、障がいのある人が働くことができるよう、周囲や企業側の理解が求められています。

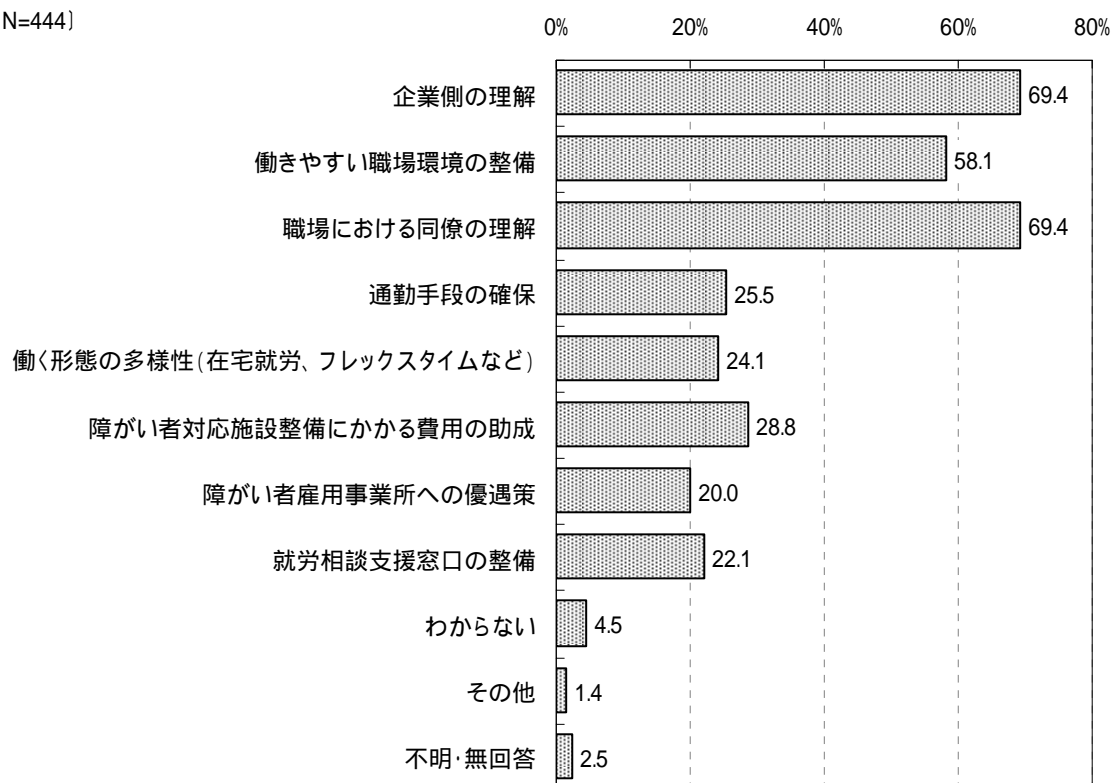
働くうえで必要な環境整備



障がいのある人も一緒に働くために、必要な環境整備では、「企業側の理解」「職場における同僚の理解」「働きやすい職場環境の整備」が高くなっており、障がいのある人にも配慮した職場環境の整備や障害に対する企業や同僚の理解が求められています。

働くうえで必要な環境整備（一般住民）

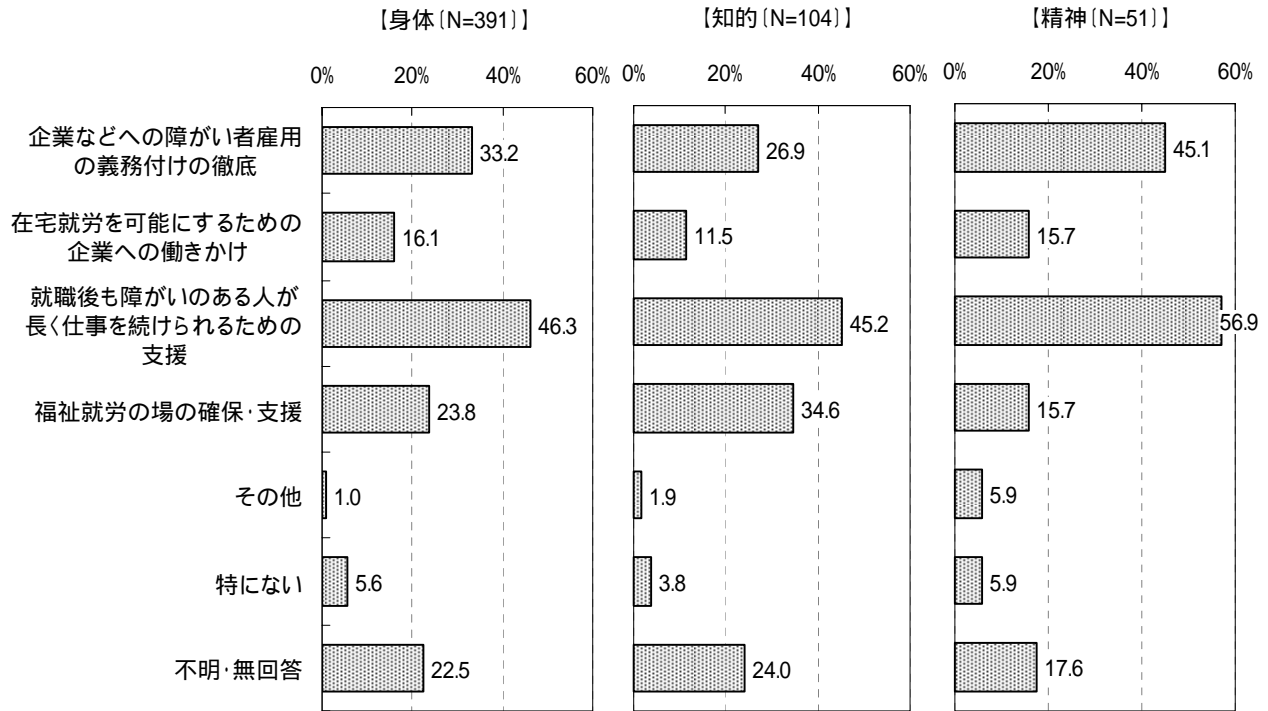
[N=444]



障がいのある人の雇用・就業を増やすために必要なことでは、各障害種別ともに「就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるための支援」が最も高く、就職だけでなく、就職後の就労の継続・定着に向けた支援が求められています。

また、知的では「福祉就労の場の確保・支援」が次いで高く、福祉的就労も含め、個々に応じた就労の場の確保が求められています。

障がいのある人の雇用・就業を増やすために必要なこと

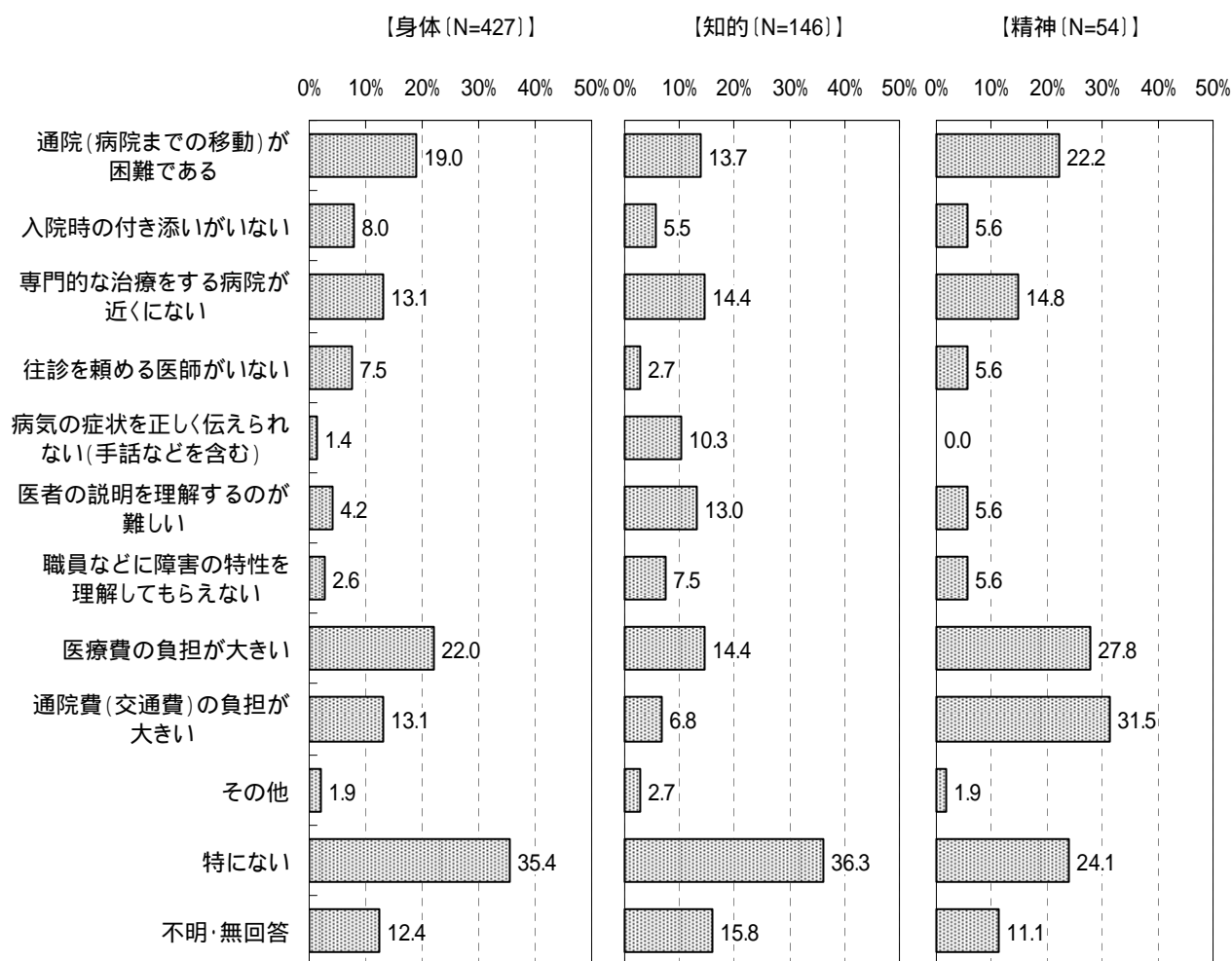


(5) 医療

医療を受けるうえで困っていることでは、身体、知的は「特にない」に次いで「医療費の負担が大きい」、精神では「通院費（交通費）の負担が大きい」が最も高く、経済的支援が求められています。

また、知的では「病気の症状を正しく伝えられない（手話などを含む）」「医者の説明を理解するのが難しい」が1割と、他の障害種別に比べ高くなっており、医療機関における障害に対する理解に加え、コミュニケーションなどの支援が求められています。

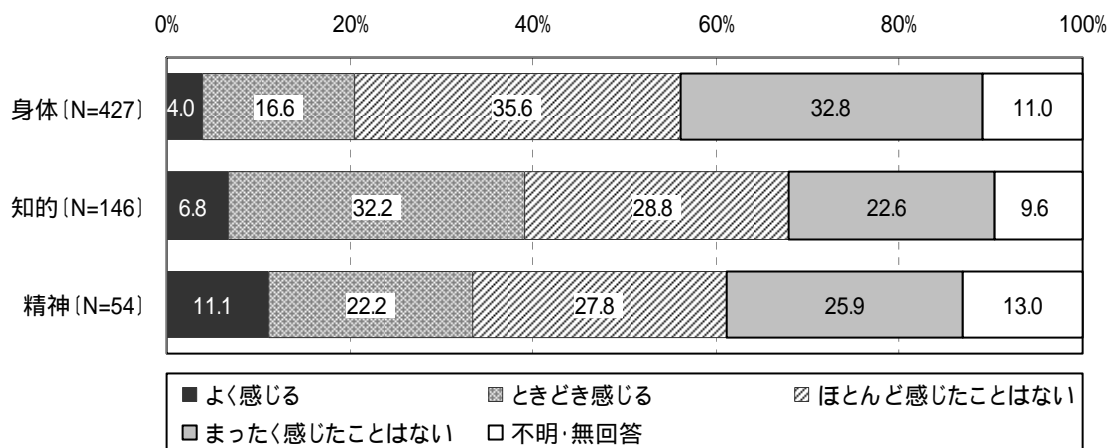
医療を受けるうえで困っていること



(6) 障がいのある人への理解

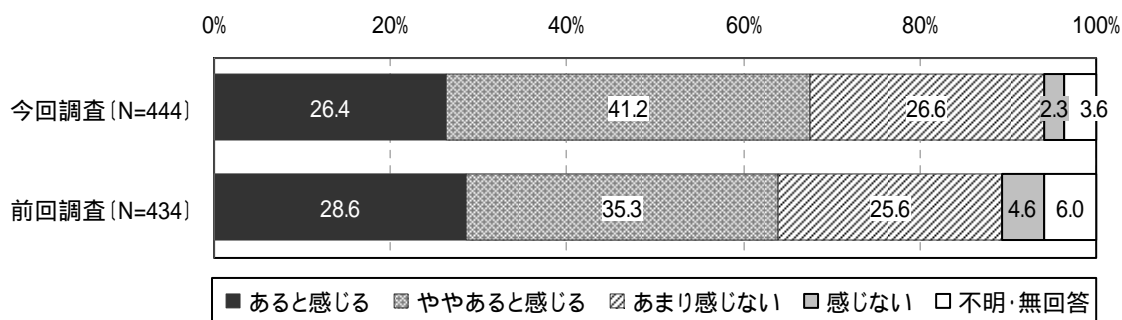
日常生活において、差別や偏見、仲間はずれだと感じることで、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた『感じる』が知的で4割近く、精神で3割強となっています。

差別や偏見を感じたりすること



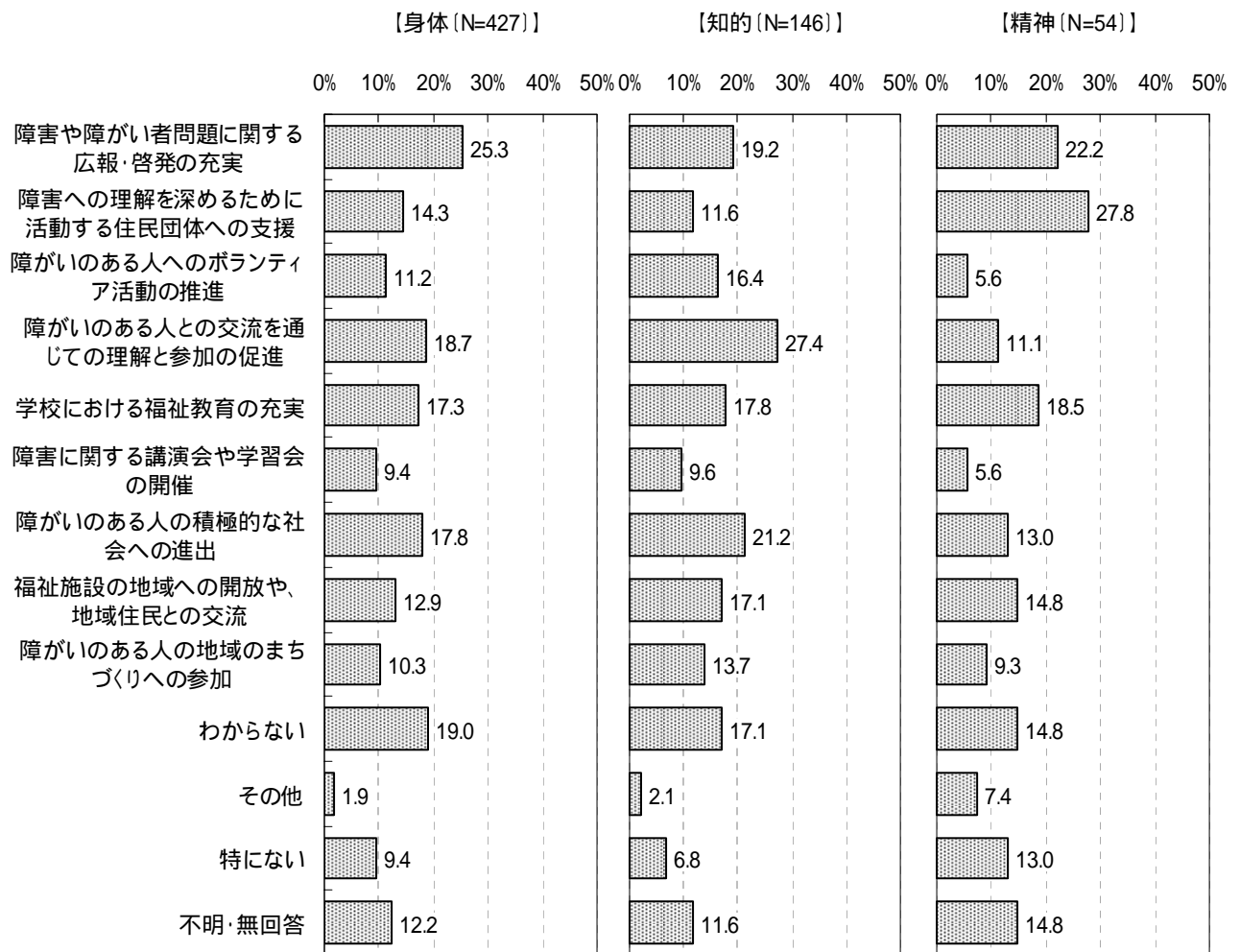
普段の生活の中で障がいのある人に対する理解が足りないと感じることで、「あると感じる」「ややあると感じる」を合わせた『あると感じる』が7割近くと高くなっています。また、平成18年度に実施した前回調査と比べると、『あると感じる』が3.7ポイント増、『感じない』が1.3ポイント減となっています。

普段の生活の中で障がいのある人に対する理解が足りないと感じること（一般住民）



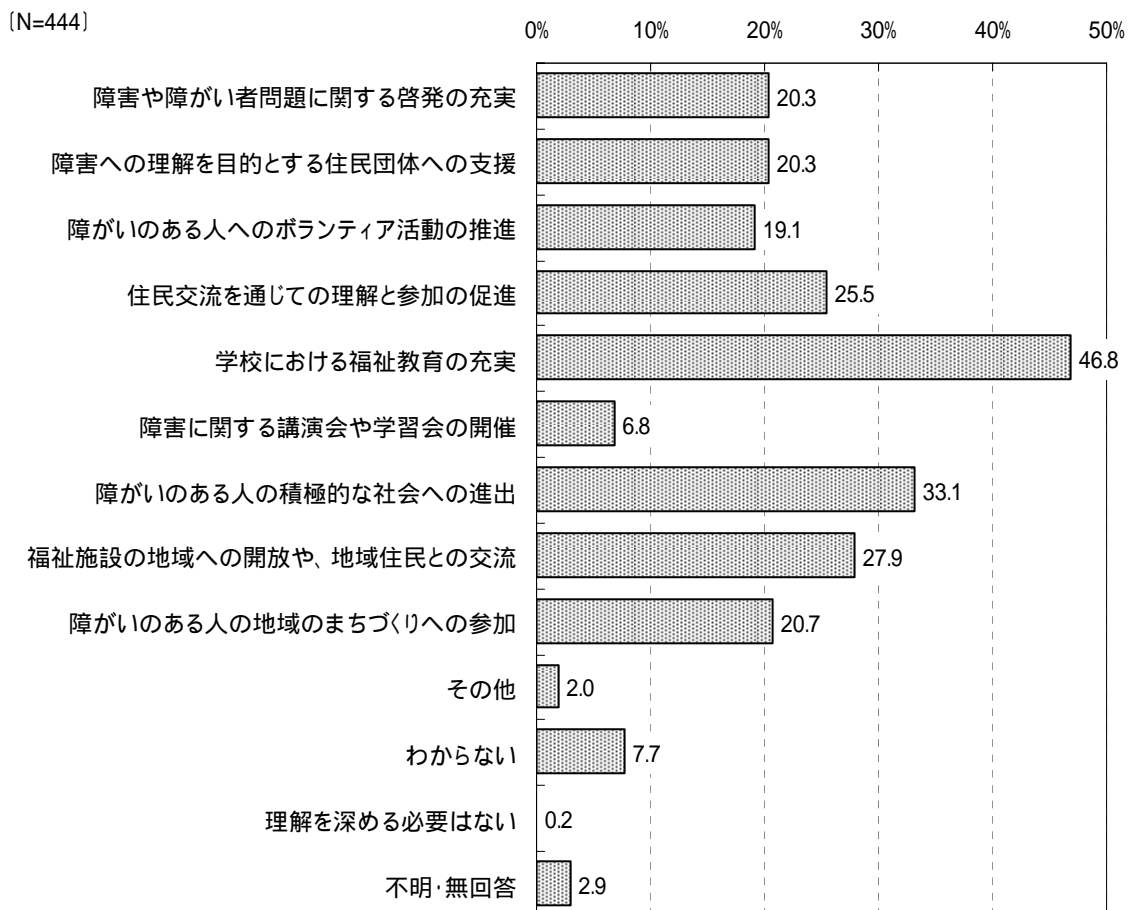
障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なことでは、身体では「障害や障がい者問題に関する広報・啓発の充実」、知的では「障がいのある人との交流を通じての理解と参加の促進」、精神では「障害への理解を深めるために活動する住民団体への支援」が最も高く、住民団体との協力などにより、広報・啓発の充実を図ることに加え、障がいのある人との交流機会を充実し、理解を深めていくことが求められています。

障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこと



障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なことでは、「学校における福祉教育の充実」「障がいのある人の積極的な社会への進出」「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」が高くなっており、学校における福祉教育に加え、前頁にもみられるように地域における障がいのある人との交流機会の充実が求められています。

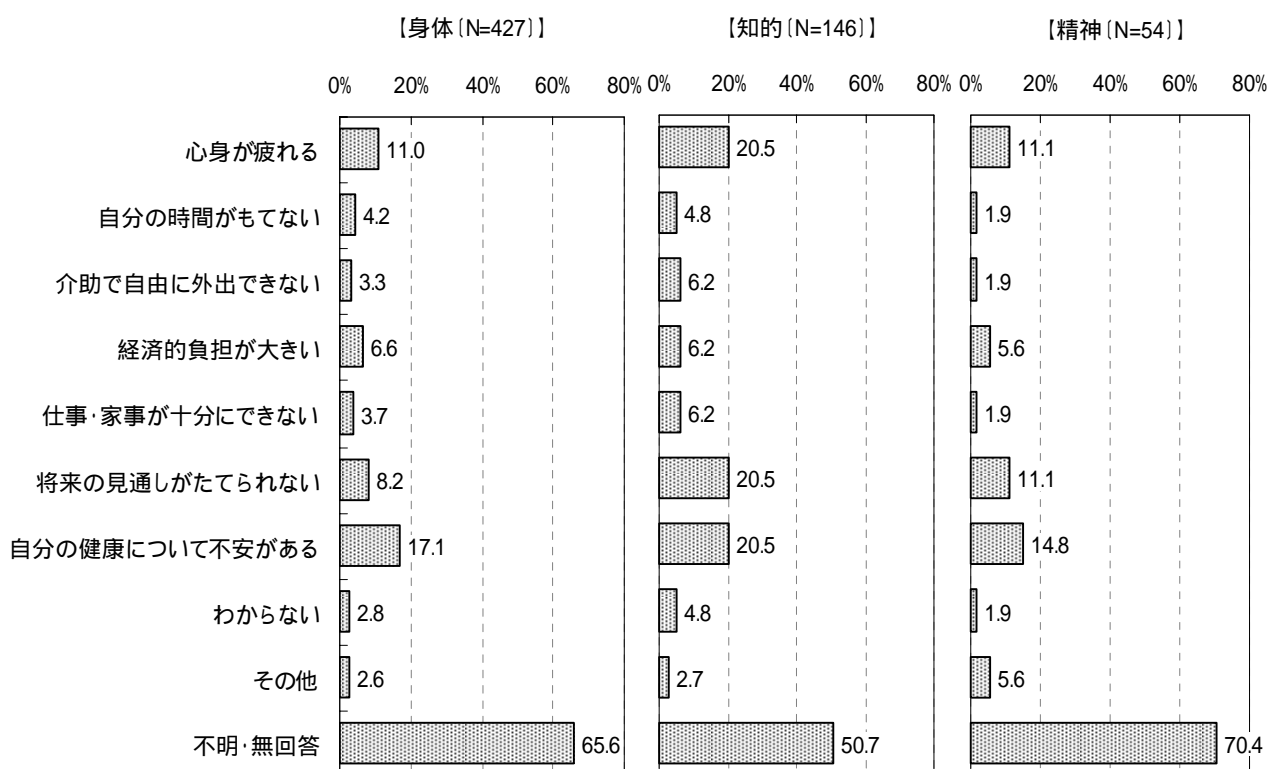
障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこと（一般住民）



介助について感じることで、身体、精神では「自分の健康について不安がある」が最も高く、知的では「心身が疲れる」「将来の見通しがたてられない」「自分の健康について不安がある」が高くなっています。

健康面や心身の疲労が共通していますが、知的では将来への見通しについての不安もみられ、住まいの場や日中活動の場の確保など、介助者の不安の払拭に向けた支援が求められています。

介助について感じること



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰もがともに支え合い、くらす共生のまち

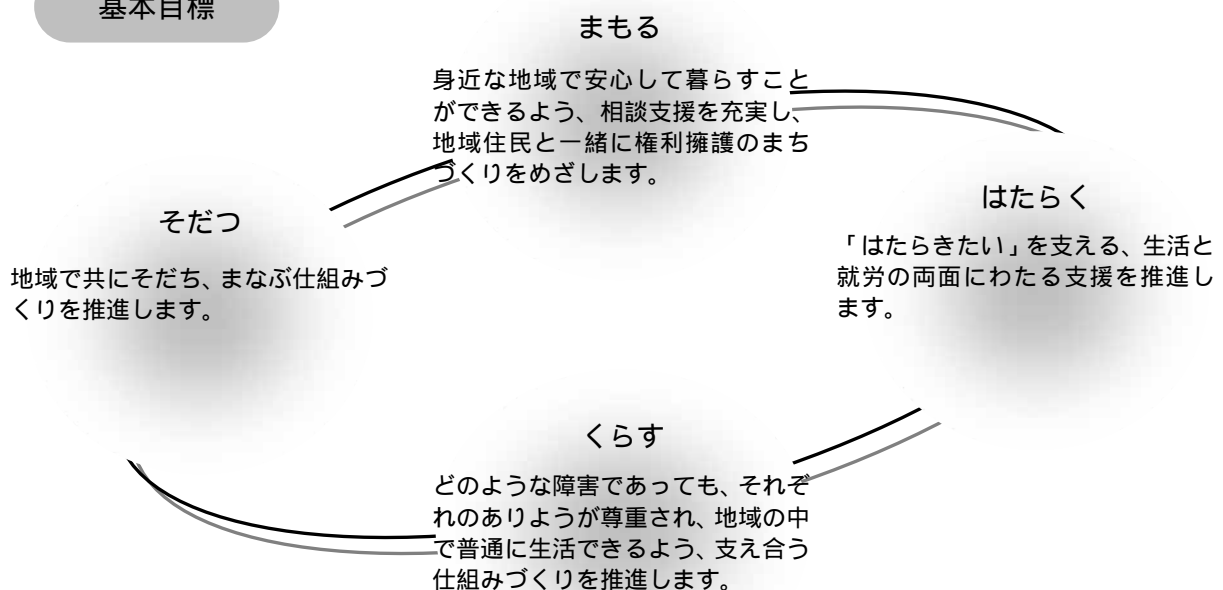
国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備として、障害者基本法の一部改正や、障害者虐待防止法の施行、障害者自立支援法に代わる新たな法律として「障害者総合支援法」(仮称)の整備が進められています。

障害者基本法では、障がいがある人もない人も平等で基本的人権が保障された存在であり、一人ひとりが互いに人格と個性を尊重し合って共生社会を実現することが、法律の目的として打ち出されています。

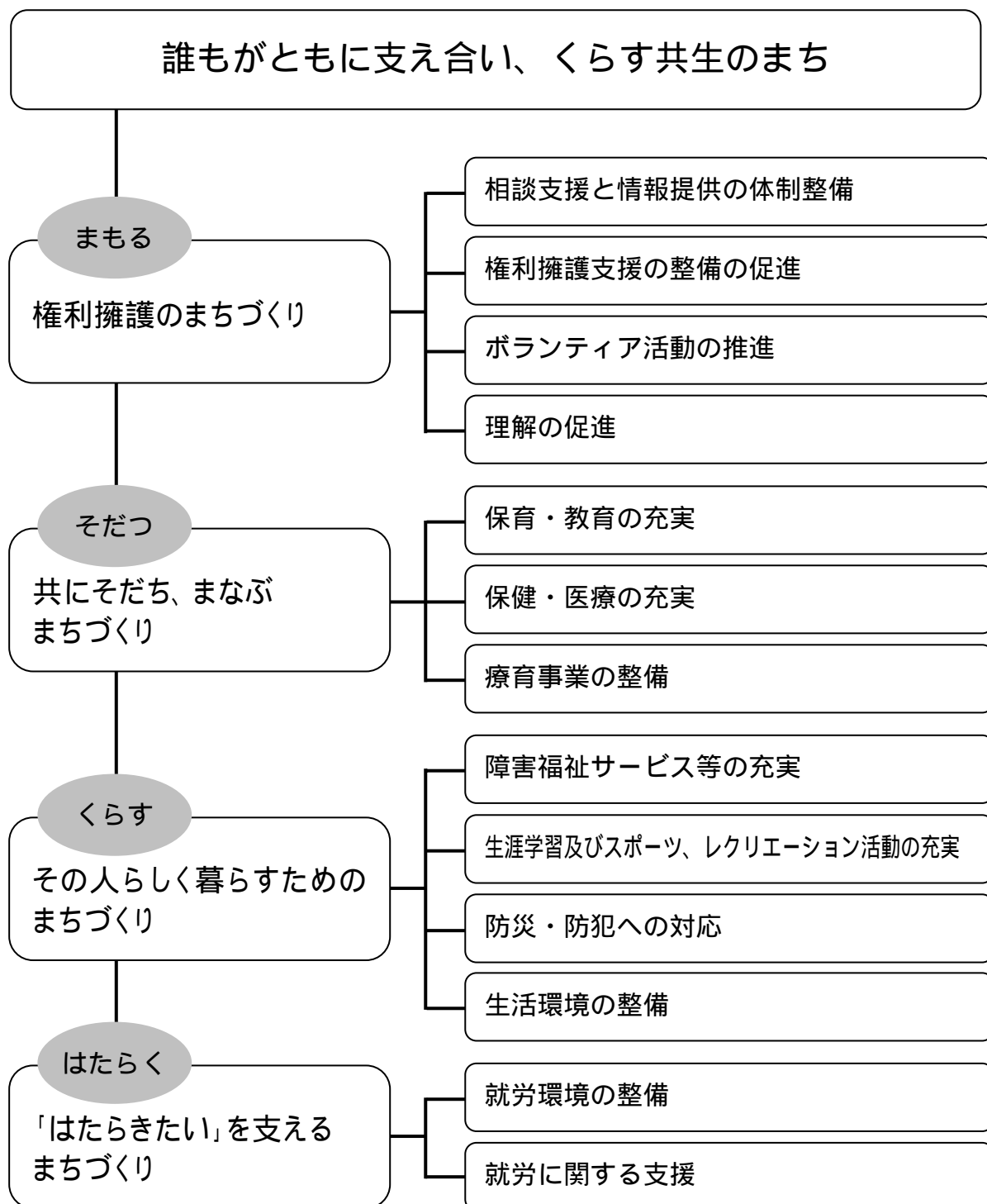
共生社会は、住み慣れた地域の中でこそあり得るべきものであり、障がいのある人もない人も対等な構成員として人権を尊重され、選択できる豊富なメニューがあり、自己決定に基づいてあらゆる社会活動に参加・参画できるとともに、社会の一員としてその責任を分担することもできる社会です。こうした社会の実現には「福祉の心が行き届くこと」が大事であり、その意識を町全体で共有する必要があります。

障害があっても、高齢になっても、子どもであっても、それぞれのありようが尊重され、ありのままに、その人らしく、生きていくことが認め合え、誰もが排除・分離・隔離されず、また支援が必要な人には十分な支援が用意され、同じ社会の中で暮らすことができる共生のまちづくりを住民全体で進めます。

基本目標



2 施策の体系



第4章 施策の展開

1 権利擁護のまちづくり(まもる)

(1) 相談支援と情報提供の体制整備

障がいのある人が、住み慣れた地域で生活が続けられるようにするためには、障がいのある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな不安や課題を気軽に相談ができ、課題解決を図るための適切な支援へつなぐ相談支援体制の整備が求められています。

アンケート調査結果の現在の生活で困っていることでは、「自分の健康や体力に自信がない」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「働くところがない」などについての不安が高くなっており、こうした不安の軽減・解消に向けた相談支援体制が必要となっています。

本町では、平成 22 年度に播磨町地域自立支援協議会を設立し、どのような不安があるか把握し、課題を解決する手段と仕組みづくりを協議する場となっています。

今後も播磨町地域自立支援協議会で協議しながら、適切な支援やサービスの利用につなぐための相談窓口の周知、情報提供、相談支援体制の整備を推進していく必要があります。

特に、障害者自立支援法の改正に伴い相談支援の充実がより一層求められており、相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置し、各種相談窓口の機能を活かしながら、迅速かつ的確な支援が行えるよう、関係機関とのネットワーク構築に取り組む必要があります。

【これまでの取り組みの状況】

障がい福祉なんでも相談を3障害ごとに、週1回窓口を開設し、必要に応じて訪問による相談を実施し、播磨地域障害者福祉連絡協議会にも参画し、情報交換を行っています。

保健師等が定期的に、また必要に応じて訪問し、生活や健康等に関する相談を受け、助言や指導を行っています。

ホームページを活用し、播磨町地域自立支援協議会の取り組みを公表しています。

障がい者の情報伝達のために新しく開発された機器等について、重度障害者日常生活用具給付事業の給付の対象としています。

【ワークショップ等での意見】

相談支援・権利擁護支援システムの充実が必要。

相談に行きやすい環境をつくり、広報を早急に行うべき。

情報提供手段は拡充されていない。情報の集約化もできていない。

施策の方向

障がいのある人やその家族、介助者等が身近な地域で気軽に相談ができ、課題解決を図るための適切な支援やサービスの利用へつなぐ相談支援体制の整備を図ります。

項目	施策の内容
相談窓口の周知	<p>制度等を知らず、サービスを利用していない人に情報とサービスが行き届くように、障がいなんでも相談や町内の各相談窓口の周知を図り、導入相談から専門的支援にまでつながる相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>困難事例や緊急性が求められる事例に対し、近隣の関係機関や相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を強化し、迅速かつ的確な問題解決に努めます。</p>
基幹相談支援センターの設置検討	<p>障がいのある人の相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置を検討します。</p> <p>研修会や相談者同士の連絡会を積極的に行い、障害者相談員や民生委員・児童委員等と播磨町地域自立支援協議会の結びつきを強め、身近な地域での相談活動を支援します。</p>
在宅訪問の充実	<p>保健師や相談員の在宅訪問を継続実施し、生活や健康等に関する相談や助言、指導の充実を図ります。</p>
情報伝達の工夫	<p>点訳、朗読、要約筆記、手話等のボランティアと連携を図り、「点字広報」「朗読広報」など生活の情報を定期的に提供することに努めます。</p> <p>パソコンや携帯電話、タブレットなどの普及状況を踏まえ、双方向の情報提供の工夫を図るとともに、情報伝達のために新しく開発された機器等について、必要に応じて給付します。</p> <p>広報やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩、ルビなどに配慮し、障がいのある人にとって見やすく、わかりやすい情報提供の工夫に努めます。</p>

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・当事者側から積極的に交流会や行事などに参加する。
- ・困ったらずは何でも相談する。
- ・特別支援学校の教育相談を周知する。
- ・親たちへのPR方法を考える。
- ・小学6年に中学校のオープンスクールの案内をする。

(2) 権利擁護支援の整備の促進

障がいのある人も、障がいのない人と同じように自己選択・自己決定に基づいて、必要な支援やサービスが利用でき、自分が希望する生き方や暮らしの実現を保障する仕組みと、それが円滑に機能する支援体制の整備ができてこそ、障がいのある人やその家族の権利擁護の推進につながります。

平成 24 年 4 月より成年後見制度利用支援事業が必須事業化されることを踏まえ、権利擁護支援を推進するため、権利擁護支援センターの設置の検討をはじめ、関係機関のネットワークを構築し、支援体制づくりを進めていく必要があります。

また、平成 23 年 6 月に虐待防止法が成立し、法改正への対応が求められていることを踏まえ、虐待防止の機能を果たすセンターの設置についても検討する必要があります。

【これまでの取り組みの状況】

兵庫県のまちづくり支援市町モデル事業を活用した、権利擁護まちづくり委員会が立ち上がり、ネットワークの構築、「やさしい権利擁護入門」「もうちょっと知りたい権利擁護」「しっかり知りたい権利擁護」等研修の開催による権利擁護支援員養成、困難事例に対する解決に向けた専門的支援を行うなど、権利擁護のまちづくりをめざした支援体制づくりを進めています。

【ワークショップ等での意見】

相談支援・権利擁護支援の体制整備が必要。

施策の方向性

障害があっても、高齢であっても、子どもであっても、普通に生活できるまちづくりをめざして、住民との協働により権利擁護支援を推進します。

項 目	施策の内容
権利擁護支援ネットワークの構築	<p>障がいのある人も人権が守られ、安心して地域生活を送ることができるよう、住民と協力して権利擁護支援のためのネットワークを構築し、福祉のまちづくりを進めます。</p> <p>権利擁護のまちづくりを進める啓発や、障がいのある人への見守りや日常生活の支援を行う権利擁護支援員の養成、相談員や支援者等に対するバックアップを行う「権利擁護支援センター」の設置を検討します。</p>
成年後見制度等の周知・利用促進	<p>判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護の援助を行い、不利益を被らないように支援する成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の周知と利用促進を図ります。</p>
苦情解決に関する制度の周知	<p>事業所への苦情に関する相談窓口や、不正や不祥事の実態を調査・報告する第三者委員会の周知を利用者に行い、苦情処理の取り組みを通して、サービスの質の向上を図ります。</p>
虐待の防止に向けた体制の整備	<p>気づきに対する通報義務の周知を行い、早期発見・早期対応するための、「虐待防止センター」の設置検討も含め、関係機関の連携体制の整備に取り組みます。</p>

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・困っている人に声かけをする。

(3) ボランティア活動の推進

誰もが身近な地域で安心して暮らし、自らが望む生き方を自らの選択により実現していける社会にしていくには、地域で暮らす住民同士が支え合い、ともに助け合う地域づくりが求められています。本町でも地域やボランティア団体や当事者団体、NPO 等が活動しており、今後こうした地域で支える組織や団体の育成を図るとともに、活動しやすいよう、社会福祉協議会等と連携しながら、活動を支援していく必要があります。

【これまでの取り組みの状況】

播磨町社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置して、障がい者グループからの依頼に対し、ボランティアコーディネートを行っています。夏休みを活用した学生対象のボランティア体験教室や、点字・朗読・要約筆記などの技術系ボランティア養成講座をボランティアグループと協働して実施しています。

はりまデザインラボと社会福祉協議会、NPO アエソン等と県立播磨南高校が連携して3年生を対象とした「ボランティアはじめの一步」を授業の一環として実施しています。

スペシャルオリンピックスのコーチクリニックを実施し、ボランティアコーチの人材育成を行っています。

播磨町地域自立支援協議会で、地域サポーター養成講座を開き、応援団の輪を広げています。

【ワークショップ等での意見】

関係団体間の連携が不十分。

一般住民の参加が少ない。

ボランティア養成講座は成果がみられるが、ボランティアに対する活動支援は不足している。

地域サポーターや播磨南高校生等が活躍できる場の提供、ボランティア活動の実施が必要。

施策の方向

団塊の世代あるいは青少年層がボランティア活動に参加できる仕組みをつくり、ボランティア団体や当事者団体などの自主的な活動を支援します。

項目	施策の内容
ボランティアの育成	多種多様な経験や技能をもった団塊の世代をはじめ、青少年層がボランティア活動に参加できる仕組みづくりやボランティア体験教室、技術教室等、養成講座の開催など、ボランティアの育成に努めます。
ボランティア団体の活動支援	播磨町社会福祉協議会ボランティアセンターをボランティアの拠点として活用を図ります。 ボランティアと支援を必要とする人とのコーディネート機能やボランティア同士の連携機会の充実を図ります。 ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの活用を活性化できるよう支援します。
権利擁護支援員等の養成	講座を開催して、障がいのある人の見守りや日常生活の支援を行う権利擁護支援員等の養成に取り組みます。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・ボランティア活動やボランティア養成講座などに積極的に参加する。

(4) 理解の促進

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、障害の有無にかかわらず、すべての人が基本的人権の保障された個人として尊重されるべきであり、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすことがより一層求められています。

アンケート調査結果の日常生活において、差別や偏見、仲間はずれだと感じることは、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた『感じる』が知的障がいのある人で 4 割近く、精神障がいのある人で 3 割強となっています。また、一般住民においても普段の生活の中で障がいのある人に対する理解が足りないと感じることは、「あると感じる」「ややあると感じる」を合わせた『あると感じる』が 7 割近くと高くなっており、障害の捉え方についての正しい知識の普及と理解が依然として進んでいない状況があります。

障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図るための効果的な啓発を行うこととあわせて、継続的な学習と、障がいのある人もない人も共に参加できる機会を増やすことが必要です。

【これまでの取り組みの状況】

播磨町地域自立支援協議会活動をはじめとし、ゆうあい園の活動状況、知的障がい者団体のスポーツ活動など、パネル展示を実施しています。

播磨町地域自立支援協議会そだつ部会で地域サポーター養成講座を開催し、地域での障がいのある人に対して理解し、応援する人の輪を広げる取り組みを行っています。

「障害者（児）のしおり」「精神保健・福祉に関するしおり」を手帳交付時に配布し、諸施策を説明しています。

「はたらく」をテーマにしたパネル展示を行っています。

はりまデザインラボがコーディネートし、東はりま特別支援学校生徒と播磨南高校の生徒との共同作品づくり（コラボアート）と展示を実施しています。

東播臨海精神保健協会主催で「ふれあいフェスティバル」を開催し、精神障がいのある人の社会復帰に向けての取り組みと地域住民との交流事業を実施しています。

【ワークショップ等での意見】

播磨町地域自立支援協議会の取り組みを発信して、成果を伝える必要がある。

自己紹介ファイル「かけはし」の周知と利用促進が必要。

パンフレットの配布や広報はよくされているが、実際、地域住民の参画が少ない。自治会を通じての啓発をもっとしてはどうか。

施策の方向

障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図るため、効果的な啓発を行うとともに、継続的な学習の機会と、障がいのある人もない人も共に参加できる機会と一緒に過ごす時間を増やし、理解を深めます。

項目	施策の内容
情報発信の充実	自己紹介ファイル「かけはし」や「災害時お助けマップ」「はたらくマップ」など播磨町地域自立支援協議会の取り組みについて、情報発信を行い、活用促進に向けた啓発を行います。 制度改正を踏まえ、パンフレットの作成や「福祉のしおり」を見直します。
保護者・地域住民等への学習機会提供	保護者や住民に対して、障害の捉え方や障害に関する正しい知識の普及や理解の向上を図るための研修会や講演会などを引き続き実施し、その内容の充実に努めます。 播磨町人権・同和教育研究協議会及び所属する各推進委員会などにおいても、障がいのある人の人権をはじめ、あらゆる人権問題についての研修を行い、理解を深めます。
福祉に関する意識の高揚	播磨町地域自立支援協議会で協議し、障害者週間などにおける広報啓発の企画・実施を検討します。 精神障がいのある人の現状や、社会復帰の取り組みを知ってもらう機会を増やし、地域での支え合い・助け合いの意識向上に努め、精神疾患の予防や地域での取り組みを推進します。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・自己紹介ファイル「かけはし」について、口こみで伝える。
- ・活動内容などについての情報発信を工夫する。

2 共にそだち、まなぶまちづくり(そだつ)

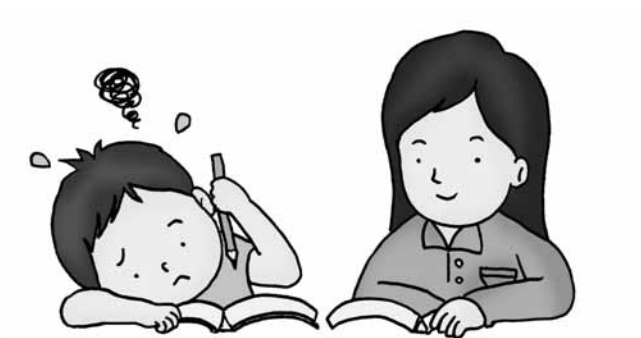
(1) 保育・教育の充実

障がいのある人の自立を実現するためには、乳幼児期から、その人がもてる能力や可能性を最大限に伸ばしていく一貫した支援が不可欠です。

アンケート調査結果では、障がいのある児童・生徒の教育について求められていることとして、児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実、教職員の障害に対する理解を深めること、学校・園の環境整備、保護者への支援が明らかになりました。

一人ひとりにあった保育・教育の場を確保するとともに、ライフステージを見通した一貫性のある教育的支援を行うこと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、教育内容の一層の充実が求められています。

また、多様化する教育的ニーズを把握し、対応するためには、関係機関のみならず地域における社会資源とも連携を密にし、身近な場所で気軽に相談できる体制の整備や、教育相談員の資質の向上を図っていくことが必要です。



【これまでの取り組みの状況】

幼稚園、小学校、中学校すべての教職員を対象に特別支援教育の研修会を実施しています。小学校に2教室、中学校に1教室、通級指導が配置されており、巡回指導において全小中学校で通級指導を行っています。（通常学級に在籍する児童生徒が対象です。）

安心して入学が迎えられるよう就学の流れについて周知するチラシの配布を行っています。

播磨町独自の自己紹介ファイル「かけはし」について周知し、趣旨や活用について継続的な取り組みを行っています。

保健所、ひょうご発達障害者支援センター、医療機関、教育委員会、東はりま特別支援学校などと連携して、必要な情報の提供と就学の支援をしています。

各学校園に特別支援教育コーディネーターを配置しています。

特別支援教育コーディネーターについては、県や関係機関主催の研修会への参加を促すとともに、町教育委員会主催の研修会を実施し、専門性の向上を図っています。

実態に応じて保育園に加配保育士を配置し、幼稚園に支援員（旧：介助員）を配置しています。

小学校・中学校へ各校1名のスクールアシスタントを配置しています。

学校、教育委員会、東はりま特別支援学校、中央こども家庭センター、ひょうご発達障害者支援センター、加古川こども療育センター、医療機関等との連携により、個別の相談体制を整えています。

小学校・中学校ともに、カリキュラムに沿った福祉教育を推進しています。

総合的な学習の時間や学校行事を活用して、東はりま特別支援学校やデイサービスセンターとの交流を行っています。

PTAなどを通じて、研修会などを行い、保護者への啓発を行っています。

人権問題の正しい知識を身につけるため、研修を行っています。

【ワークショップ等での意見】

就学の流れに関する情報公開。

特別支援学校との連携強化を図る必要がある。

長期的な視点からの一貫した支援体制は整備されていないように思う。

交流教育は行われているが、教師がその状況に対応できていないのではないと思う。

特別支援学校ができ、連携が少しずつできるようになった。

スロープや手すり、トイレの改修が進みつつある。

就学に関する情報公開が必要。

特別支援学校の相談機能が一般に周知されていないようである。

学校での福祉教育が進んでいるのかわからない。見た目でわかりにくい障害についての理解はまだ進んでいないように思う。

地域やボランティアの人たちとの交流は進んでいると思う。

施策の方向

障がいのある人の自立の実現に向けて、乳幼児期からそのもてる能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、一貫した支援に努めます。

項目	施策の内容
自己紹介ファイル「かけはし」の活用の促進	<p>配慮が必要な子どもの自己紹介ファイル「かけはし」の意義を周知し、保・幼・小・中一貫した支援が受けられるよう活用を促進します。</p> <p>自己紹介ファイル「かけはし」を高校進学・就職の際にも活用してそれぞれのニーズに応じた一貫した支援が受けられるよう関係機関との連携強化を図ります。</p>
相談支援の整備	<p>相談支援窓口を周知し、普段から気軽に相談ができる環境を整備します。</p> <p>東はりま特別支援学校と連携しながら、保護者に対する教育相談を充実させます。</p> <p>保健・医療・福祉・教育等と連携し、継続的な支援を行います。</p>
就学相談の充実	<p>本人や保護者の意向、発達状況を踏まえ、就学時に適切な教育の場を選択できるよう、専門的な見地から就学に関する情報を提供し、関係機関との連携を強化して相談支援の充実を図ります。</p>
保育園、幼稚園への支援	<p>配慮が必要な子どもの円滑な就園と就園後の集団への適応を促すため、加配の保育士や支援員を配置し、福祉や教育委員会、関係機関との連携をとりながら保育・教育の充実を図ります。</p>
小・中学校への支援	<p>特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学級への教育的支援を行うため、スクールアシスタントを配置します。</p> <p>児童生徒一人ひとりの実態に応じた効果的な指導・支援のための活動を行います。</p>
学習指導の充実	<p>障がいのある児童・生徒については、「個別の指導計画」を作成し、個々の実態に応じて、きめ細やかな適切な指導を行います。</p> <p>保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を策定し、支援の充実を図ります。</p>

項 目	施策の内容
福祉教育の推進	<p>園児・児童・生徒が障害についての正しい捉え方、具体的なかわり方を学べる機会を増やし、人格形成を促すような保育・教育内容の充実を図ります。</p> <p>小学校・中学校とともに、カリキュラムに沿った福祉学習を行うとともに、総合的な学習や学校行事を活用して、東はりま特別支援学校やデイサービスセンター等との交流を促進します。</p>
保育士・教職員の研修	<p>保育士・教職員に対して、障害についての多面的な捉え方と対応の仕方について学ぶ研修を継続的にを行います。</p> <p>保育士・教職員の研修ニーズを的確に把握し、それに応えられるよう内容の充実を図ります。</p>
就学サポート委員会の運営	<p>各学校園（保・幼・小・中）の特別支援教育コーディネーターや担当者、保健・福祉・教育等の関係機関が集い連携体制を構築し、情報交換に努めます。</p>
学校・園の建物や設備、環境の改善	<p>障がいのある園児・児童・生徒を受け入れられるよう、スロープの設置や、トイレ等のバリアフリー化などを計画的に進めます。</p>



(2) 保健・医療の充実

障がいのある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、在宅生活の充実を図ることが求められています。

在宅医療が進む中、居宅での介護に向けて、保健・医療・福祉・介護などが連携しながら、障がいのある人が安心して地域で暮らせるように支えていく必要があります。

アンケート調査結果の医療を受けるうえで困っていることをみると、「病気の症状を正しく伝えられない(手話などを含む)」「医者の説明を理解するのが難しい」などがあり、医療機関における障害に対する理解に加え、さらなるコミュニケーションへの支援が求められています。

【これまでの取り組みの状況】

乳幼児健康診査未受診者に対しては、受診勧奨をし、受診率向上に努めています。

健康教育、疾病に対する正しい知識の普及に努めています。

特定健康診査受診者の結果を収集し、支援の必要がある人には個別または集団による健康相談・保健指導を行っています。

かかりつけ医であれば往診している医療機関（歯科医療機関を含む）があります。

訪問看護ステーションは2箇所あり、障がいのある人等の訪問看護・訪問リハビリを行っています。

加古川歯科保健センタースタッフによる障害者（児）歯科診療、施設訪問歯科保健指導を実施しています。

【ワークショップ等での意見】

乳幼児健康診査後のフォローアップ体制が必要。

早期発見後の親への心的フォローが大切。

障がいのある子どもを早期に発見できたとしても、その後の対応ができていないと思う。てんかんについて正しい知識の普及が必要。

医療との連携強化が必要。

療育事業をもっと充実させてほしい。具体的な医療施設の紹介もあったほうがよい。

医療については、町内の課題としてだけでなく、広域的な課題として捉えるべき。

訪問看護が少しずつできるようになった。施設に歯科指導が訪問するようになった。障がいのある人のことを理解してくれる歯科ができてきた。

相談支援体制の充実が必要。

施策の方向

ライフステージに応じた保健医療サービスを適切に提供することで、自らの健康状態を知り、障害の原因となる疾病の予防、早期発見・早期対応につなげられる環境の整備を促進します。

項目	施策の内容
早期発見・早期対応の促進	妊産婦に対する保健指導、新生児乳幼児に対する家庭訪問や健康診査・健康相談を実施することで、障害の原因となる疾病を早期発見し、早期対応を図る母子保健事業の推進を図ります。乳幼児健康診査で、配慮を必要とする子どもを把握し、受診を勧奨するとともに、継続相談を実施します。
健康意識の普及・啓発	発達障害・高次脳機能障害や難病等について、県や関係機関・団体と連携しながら幅広く住民への知識の普及を図ります。生活習慣病予防や介護予防を目的とした健康教育を実施し、疾病等の予防と治療に関する正しい知識の普及を図るとともに、学校や職場における定期健康診断の受診を奨励し、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを進めます。
こころの健康づくりの推進	健康教育を通じて、こころの病に関する知識を普及し、専門医や医療に関する情報提供に努めるとともに、精神疾患の早期治療に結びつくよう、適切な医療を選択し受診できるように支援します。 また、庁内各部署の連携を強化し、自殺予防についての啓発に努めます。
診察時のコミュニケーション支援	医療機関における障害に対する理解を促すとともに、診察時のコミュニケーション支援の充実を図ります。
在宅医療の充実	在宅医療の充実に向けて、かかりつけ医の普及を図ります。また、近隣の医療機関や訪問看護ステーションと連携しながら、適切な医療が受けられるよう、医療との連携を図ります。 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知に努めます。
歯科保健の充実	加古川歯科保健センター事業を活用して、歯科診療、施設への訪問歯科保健指導を実施し、障がいのある人の歯科保健の充実を図ります。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・障がいのある子どもの親の心的支援の方策について協議する。
- ・きょうだいへのフォローを行う。

(3)療育事業の整備

母子保健事業では幼児健康診査等で配慮が必要な子どもに対して、医療機関での精密健診受診を奨励し、1市2町の事業として発達相談やことばの相談を行っています。また、療育事業では母子保健事業と連携して、障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの療育事業及び相談支援を実施しており、今後もこうした支援の充実が求められています。

【これまでの取り組みの状況】

療育事業、母子相談、家庭療育支援講座など、関係機関と連携した支援を行っています。子育て支援においては、各種教室・子育て相談を実施し、子育て支援を進めています。

【ワークショップ等での意見】

療育体制の充実が必要。
療育が遅れていると思う。母親が手さぐりで進めている状態。



施策の方向

障がいのある人が身近な地域において必要な支援を受け、安心して在宅生活が送れるように体制の整備を図ります。

項目	施策の内容
早期対応の促進	子育て相談を継続的に実施し、子育てにおける不安の軽減に努めます。 療育事業、母子相談、家庭療育支援講座を実施するとともに、医療や教育などの関係機関と連携し、地域における生活を支援します。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

・ひきこもりへの対応やコミュニティづくりなど、さまざまなニーズへの対応策を協議する。



3 その人らしく暮らすためのまちづくり(くらす)

(1) 障害福祉サービス等の充実

障がいのある人も住み慣れた地域で生活ができるよう、障がいのある人の日々の生活や活動を支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の整備が必要です。

発達障害や高次脳機能障害、難病など、サービスを必要とする人が増えており、制度やサービス内容に関する周知、情報提供に努める必要があります。

サービスの支給については、障害者自立支援法等の一部改正を踏まえ、サービス利用計画作成対象の拡大に対応し、サービス等利用計画を勘案した支給決定が行われるよう、ガイドラインに基づいた適正な運用が必要となっています。

【これまでの取り組みの状況】

各種サービスが必要な人に届くように努力しています。

福祉のしおりを作成し、サービス内容の理解に向けて、周知を行っています。

播磨町地域自立支援協議会と連携して、ケアホームの設立に向けて研究活動を行っています。

播磨町地域自立支援協議会の内容をホームページで公開しています。

地域活動支援センター、指定相談支援事業所を開設しています。

【ワークショップ等での意見】

くらす場の拡充が必要。

移動支援の充実が必要。

福祉の手引きを手渡す際の言葉のかけ方で利用者へのサービス情報の浸透度が深まる。

施策の方向

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域において安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域生活への移行のための支援体制づくりを進めます。

項目	施策の内容
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	障がいのある人が、日常生活や社会生活を送ることができるよう、各サービスの量を確保するとともに、充実を図ります。同行援護や移動支援について周知を図り、利用促進に努めます。
放課後や余暇の支援体制の整備	一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労軽減を図るため、短期入所、日中一時支援を必要なときに利用できるよう、関係機関と連携し、体制の整備に努めます。小学生を対象に夏休みに実施している「のびのび教室」、放課後等デイサービスや学童保育等の社会資源の活用について、関係機関と連携して検討します。
地域生活への移行に関する支援	住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、ケアホームをはじめ、グループホームについての研究活動を継続して行い、多様な暮らし方の実現に向けた支援体制の整備について協議を進めます。地域移行コーディネーターと連携し、地域生活への移行を希望する人に対して、相談支援が円滑に実施されるよう、体制の整備を図ります。

(2)生涯学習及びスポーツ、レクリエーション活動の充実

生涯学習やスポーツ等の活動は、障害の有無を問わず一人ひとりの人生をより充実させる要素であり、人と人をつなぐ交流の場となります。

本町では、中央公民館にエレベーターを設置するなど、スポーツ・文化施設の改善をはじめ、ボランティア等の支援・協力により、障がいのある人が活動しやすい環境づくりが進められています。

スポーツやレクリエーションに関する支援・協力を引き続き行うとともに、障がいのある人も参加できる競技や活動の周知、指導者の養成及び確保も必要となっています。今後も環境整備や情報提供、指導者の育成などにより、障がいのある人が参加できる機会の充実を図るとともに、移動支援やコミュニケーション支援を整備し、障がいのある人の社会参加を促進する必要があります。

【これまでの取り組みの状況】

中央公民館にエレベーターを設置するなど、施設のバリアフリー化に努めています。

「共に生きようふれあいのまち映画会」や「こころふれあう町民のつどい講演会」などでは、手話通訳や要約筆記を行っています。

風船バレーボールや卓球バレーなど、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの機会を増やしています。

【ワークショップ等での意見】

障がい者スポーツ関係者の協議・調整を含む環境整備が必要。

スポーツ・音楽などの余暇活動の充実が必要。

余暇活動の充実に向けての諸行事を実行してほしい。

スペシャルオリンピックスやコンサートが増えて、充実してきた。新聞にもよく取り上げられてきたので、がんばっている様子が伝わっている。

多様な生きがいづくりのための環境整備を行うことは課題。

障がいのある人の生涯学習・各種講座への参加は進んでいない。

施策の方向

障がいのある人も参加しやすい環境づくりを引き続き推進するとともに、障がいのある人も参加できる競技や活動などの情報を周知し、社会参加の機会の充実に努めます。

項目	施策の内容
参加しやすい環境の整備	播磨町バリアフリー基本構想を踏まえ、スポーツ・文化施設の改善・改修を引き続き実施します。 移動支援やコミュニケーション支援の活用や、ボランティアと連携を図り、障がいのある人が社会参加しやすいよう環境整備に努めます。
軽スポーツ・レクリエーション事業の実施促進	NPO法人スポーツクラブ21 はりま及びボランティアとの連携を深め、風船バレーボールなど誰もが気軽にスポーツを楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、スペシャルオリンピックスなどの障がい者スポーツの推進を図ります。 障がい者団体や障がい者スポーツ団体が実施する軽スポーツ・レクリエーション事業について、引き続き支援を行います。
人材の養成・確保	障がいのある人へのスポーツ指導を適切に行う能力を習得するための講習会等へ参加できるよう情報を周知し、障がい者スポーツ指導者の養成並びに活用に努めます。
生涯学習の推進	関係機関が実施する講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を周知します。 障がいのある人とない人との交流の促進が図られるよう、地域連携施設を活用した交流機会や交流活動の充実に努めます。 障がい者関係団体や自治会、民生委員などの地域の団体とも連携しながら、啓発活動をはじめ、地域行事などの参加支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・手軽な運動ができる機会をつくる。
- ・障がい者スポーツの振興に関する協議ができる場を設置する。
- ・障がいのある人と健常者の交流の場を拡げる。
- ・町内で障がいのある人のことが学べる機会を設ける。

(3) 防災・防犯への対応

障がいのある人をはじめ、誰もが安全に安心して暮らすうえでは、災害時や緊急時への備えだけでなく、毎日の生活におけるふれあい、見守りや声かけなどの普段の生活における取り組みが求められています。

また、障がいのある人や判断能力が十分でない人をねらった悪徳商法や振り込め詐欺などの被害にあわないように知識の普及・啓発や、消費生活における被害等を救済する消費生活相談による対応、防犯パトロールなどの取り組みも必要です。

アンケート調査結果の災害発生時に支援してほしいことでは、「災害情報を知らせてほしい」「避難時の声かけをしてほしい」との回答が高くなっています。

関係機関が連携して、災害時や緊急時に迅速に安否確認や避難支援、関係機関への連絡体制がとれるよう、マニュアルづくりとネットワークの構築が急がれます。

【これまでの取り組みの状況】

避難所、持出品、防災知識等を掲載したハザードマップを作成し、全戸配布を行っています。

自治会の自主防災組織は、45自治会中43自治会で組織されています。

平成23年度中に65歳以上の高齢者や障がいのある人について、民生委員やアンケート調査を通じて避難時における要支援状況等の把握を行っています。

FAXによる119番・110番通報ができるようになっています。

防災のワークショップを開催しています。

災害時要援護者の登録をしています。

役場庁舎内に消費生活相談コーナーを開設し、専門相談員が相談にのっています。

防災・防犯に関する出前講座を開催しています。

【ワークショップ等での意見】

災害時要援護者へのサポート体制が必要。

災害時の福祉避難場所の確保が必要。

施設利用者に対する防災訓練について、消防法に基づく避難訓練については行われているが、地震や津波を想定した避難訓練は行われていないのではないかと考える。

町内全域を対象とした組織的な防災避難訓練が必要と考える。

地域ごとに要支援者の存在をどの程度把握されているのだろうか。

災害時の障がいのある人への支援体制の整備は遅れていると思う。

災害時要援護者は、避難勧告など災害に係る情報の入手が困難な人、自力で避難ができない人及び避難に時間を要する人、避難所において特別な配慮が必要な人。

避難支援対象者は、自主防災組織などの地域で活動するさまざまな組織や団体の参画を得て、地域ぐるみで災害時要援護者のうち避難所への移動に関して支援を要する人。

施策の方向

防犯知識の普及啓発、犯罪に関する情報提供、地域での防犯活動を促進します。また、障害特性や介助者の有無などを考慮しながら、平常時からの防災を推進するとともに、災害発生時等における緊急時の要援護体制の構築、強化を図ります。

項目	施策の内容
防犯対策の強化・充実	消費生活で不利益を被ったり、悪徳商法の被害にあうことがないように、被害防止のための啓発や消費生活相談の周知を行います。 防犯パトロールの実施、地域住民による見守り、声かけ、各種団体や関係機関による防犯活動を通じ、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。
災害時の対処についての啓発	ハザードマップや出前講座を活用し、防災に関する知識の普及や自らの行動の仕方について、認識を深めます。 防災ワークショップで明らかになった問題や課題を検討し、災害時における自助活動の啓発につなぎます。
緊急通報体制の整備・充実	FAX119番、110番を周知するとともに、手話通訳者及び要約筆記者の要請、通報があった場合の通訳体制について検討します。 災害等の緊急時において、必要な情報が行き届くよう、障害特性に応じて多様な情報媒体、情報発信に関する周知を図るよう働きかけます。
地域避難支援計画及びマニュアル作成の支援	避難支援対象者の迅速かつ安全な避難を図るため、自主防災組織、民生委員、自治会等の地域で活動する団体等による具体的な地域避難支援計画及びマニュアルの作成を支援します。
福祉避難所の確保	特別養護老人ホームや障がい者支援施設等の入所施設を福祉避難所として指定することを検討します。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・災害時要援護者が「困っていること」を発信し、地域で把握する仕組みをつくる。
- ・避難所で自身のことを伝え、理解を求める。

(4) 生活環境の整備

誰もが利用しやすいよう、建築物・道路・交通等の生活環境を整備することは、人にやさしいまちづくりを進めていくうえでの課題となっています。

アンケート調査結果の身の回りで整備または援助が必要なことでは、公共施設や道路などのバリアフリー化に加えて、移動手段の確保や移動支援の充実が求められています。

【これまでの取り組みの状況】

播磨町バリアフリー基本構想に基づき、播磨町駅周辺地区を重点整備地区として選定し、播磨町駅構内及び駅地下道などのバリアフリー化を進めています。

各公共施設のバリアフリー情報をホームページに掲載しています。

喜瀬川環境整備工事を実施し、ふるさとの川整備事業が終了しました。

はりまガーデンプラザ整備事業で土山駅南地区に公園を整備しています。

新島中央公園トイレと駐車場の再整備工事を実施しています。

各種道路において、歩道の切り下げ工事や歩道の新設を行っています。

中央公民館にエレベーターを設置するなど、施設のバリアフリー化に努めています。

【ワークショップ等での意見】

くらす場の拡充が必要。

バリアフリーの推進が必要。

移動手段の充実。

播磨町駅周辺地区のバリアフリー化（駅のエレベーター設置）計画が具体化している。

バリアフリー基本構想の一連の動きは評価できる。

路線バスにおいても低床バスの導入が進んでいるようだ。

乗り合いタクシー等の普及促進が必要。

土山駅とその南は利用しやすくなった。

歩道の整備が悪い。

施策の方向

すべての人が安心して外出し、自らの意思、希望に基づいて社会参加ができるまちづくりをめざして、道路や公共交通機関、公共施設や民間施設のバリアフリー化を進めていくとともに、あらゆる人が利用しやすい環境整備の促進に努めます。

項目	施策の内容
住宅改造の整備促進	自宅での日常生活が送りがやすくなるよう、住宅改造費の一部を助成します。
整備計画に沿った整備、改善の推進	播磨町バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区の整備・改善を計画的に進めます。
整備基準に適合した整備の促進	今後も「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」に基づき、バリアフリーの整備を継続します。また、県の「福祉のまちづくり条例」に適合した各施設の整備を進めるとともに、関係団体、企業などに、既存施設の改修や改善に向けた理解と協力を求めます。
移動支援の充実	障がいのある人の社会参加の促進のため、タクシー利用助成や運転免許取得費助成、自動車改造費助成等の事業を実施します。



4 「はたらきたい」を支えるまちづくり(はたらく)

(1) 就労環境の整備

障がいのある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題となっています。

アンケート調査結果の働くうえで必要な環境整備では、各障害種別ともに「周囲の理解があること」が最も高くなっています。障害特性に応じて時間帯や内容などを設定しながら、障がいのある人が働くことができるよう、周囲や企業側の理解が求められています。

一方、障がいのある人も一緒に働くために、必要な環境整備では、「企業側の理解」「職場における同僚の理解」「働きやすい職場環境の整備」が高くなっています。

障がいのある人、一般住民ともに意見が合致している内容であり、今後も働きやすい職場環境づくりや企業側の理解向上に向けて啓発が必要となっています。

また、アンケート調査結果の障がいのある人の雇用・就業を増やすために必要なことでは、知的障がいのある人で「福祉就労の場の確保・支援」が3割を超えており、身体障がいのある人、精神障がいのある人に比べ高くなっています。

一般就労による雇用の促進を図るだけでなく、福祉的就労も含め、個々に応じた多様な就労の場の確保が求められています。

【これまでの取り組みの状況】

事業所へのクリーニング、食用廃油を利用したバイオ燃料購入業務発注等を進めています。
経営基盤の小さい小規模作業所や地域活動支援センターに運営補助を実施しています。

【ワークショップ等での意見】

働く場を広げていくための啓発が必要。

職場開拓が必要。

身近なところから、就労支援をしていったらどうか。例えば役場内で週3時間程度からはじめるなど。

施策の方向

障害があっても自らの個性と能力を発揮し働くことができるよう、関係機関と連携し就労機会の拡充、企業等への障がい者雇用に関する制度等の周知・啓発、働きかけを行います。

項目	施策の内容
働きやすい職場環境の整備に向けた働きかけ	障がい者雇用に関する制度の周知を、障がいのある人及び事業者の双方に行い、利用を促進します。 事業者等に対し、障がい者雇用に対する理解を得られるような啓発について、播磨町地域自立支援協議会で協議します。 役場などの公共機関においても、障がいのある人の職域の拡大に向けて、実習の受け入れを検討します。
福祉的就労の充実	福祉的就労の場においても、就労形態のあり方について工夫し、実習・体験の幅を広げるために、地域の社会資源（ボランティア、技術指導）の活用を図ります。
施設・作業所への支援	安定した事業所運営に向けて、就労継続支援や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場に対する支援を引き続き行います。 利用者に通所に要する交通費の補助などを継続して実施します。
石ヶ池パークセンター等の活用	石ヶ池パークセンター等の公園施設において、施設の運営管理等を障がい者団体が実施するなど、障がいのある人の就労の場としての活用を継続して行います。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・悩み、気持ちを聞いてもらえるなど相談窓口の周知と連携体制の整備について協議する。
- ・就労相談や関係機関との連携を図りながら、本人に対して仕事をわかりやすく紹介する仕組みをつくる。
- ・能力を知ってもらうために自己紹介ファイル「かけはし」を活用する。
- ・自己紹介ファイル「かけはし」を就労時に活用するため、活用の仕方や書き方についての意見交換を行う教室等を開催する。

(2) 就労に関する支援

はたらくことは、誰にとっても社会経済活動を通じた自己実現であり、障がいのある人にとっても、地域で自立し生活していくうえで不可欠です。その人なりの役割・仕事をもつことで、社会参加、社会貢献を果たし、本人の生きがいがいづくりにもつながります。

アンケート調査結果では、企業側の理解や職場の環境づくりに加えて、就労に関する相談支援、職業訓練などの就労支援や、就職後の就労の継続・定着に向けた生活面・就労面の一体となった総合的な支援が求められています。

【これまでの取り組みの状況】

播磨町地域自立支援協議会ははたらく部会で「はたらくフローチャート」「はたらくマップ」づくりを進めています。

【ワークショップ等での意見】

就労においても自己紹介ファイル「かけはし」の周知と活用を促進する必要がある。

就労についての相談窓口を明確にする。

身近なところから、就労支援をしていったらどうか。例えば役場内で週3時間程度からはじめるなど。

働くための意識づくりやはたらくフローチャートの活用が必要。

はたらくためのマネジメントが必要。

相互の理解を深めるための研修、講座の開催が必要。

ハローワーク、能力開発センター、高等技術専門学校との連携が必要。

施策の方向

就労に関する相談窓口を周知し、情報提供・職業訓練・職場定着など就労の支援につなぐ体制整備に努めます。

項目	施策の内容
はたらくフローチャートとはたらくマップの活用	播磨町地域自立支援協議会が作成した「はたらくフローチャート」や「はたらくマップ」を活用し、本人に対するわかりやすい情報提供を行うとともに、本人と家族を含めた支援者がさまざまな就労形態を直接体験することを通じて自ら選択する機会を増やすよう、努めます。 フローチャートとマップづくりを進め、情報提供の充実を図ります。
多様な就労への支援	再就職を求める人も含め、必要に応じ、職業能力の開発、向上を支援するため、公共職業安定所と連携して就労相談から就労移行支援事業所や職業訓練校へつなぎます。 障がいのある人の職域を拡充するために、公共職業安定所や加古川障害者就業・生活支援センターと連携して、本人と事業者に対して積極的な情報提供を行います。
就職後の定着支援の推進	就職後の定着が円滑に進むよう、公共職業安定所等の就労支援機関や、加古川障害者就業・生活支援センターと連携を図り、継続雇用に向けた相談支援体制の充実を図ります。
就労に関する相談窓口の周知と充実	就労支援の相談窓口を周知し、本人や家族からの就労に関する多様な相談に対応できる体制を、公共職業安定所等の就労支援機関や、加古川障害者就業・生活支援センターと連携し、整備を図り、生活面・就労面の一体的な支援につなげます。

個人・地域自立支援協議会の取り組み

- ・ 就労相談や関係機関との連携を図りながら、本人に対して仕事をわかりやすく紹介する仕組みをつくる。
- ・ マップを活用して、事業所の特徴を把握する。
- ・ フローチャート、マップを充実させる。
- ・ 能力を知ってもらうために自己紹介ファイル「かけはし」を活用する。
- ・ 自己紹介ファイル「かけはし」を就労時に活用するため、活用の仕方や書き方についての意見交換を行う教室等を開催する。
- ・ 障がいのある人の能力を知ってもらう機会を自らがつくる（そうした場に参加する）。

第5章 計画の推進に向けて

1 地域との連携

障がいのある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関、医療機関等との連携・協働が重要となります。そのため、機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めます。

2 庁内推進体制の整備

障がい者施策については、教育、就労、保健・医療・福祉、都市計画など全庁的な施策が必要なことから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、障害者福祉施策推進協議会での作業部会として進捗状況を把握・点検し、障がい者施策の効果的な推進に努めます。

3 播磨町地域自立支援協議会における取り組みの推進

播磨町地域自立支援協議会では、「そだつ」「くらす」「はたらく」部会をもち、各分野における協議・検討を進めるとともに、ケース会議やワークショップ・全体会・推進会議を通して課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりを協議する場として、取り組みを進めます。

協議を進める中で明らかになってきたさまざまな課題については、幅広い関係者と連携しながら対応を図り、播磨町地域自立支援協議会から積極的に情報発信して、誰もが安心して暮らせるまちづくりの取り組みの輪を広げます。

4 国、兵庫県及び近隣市町との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改革に的確に対応していくことも重要であり、国や兵庫県と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援など、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

5 計画の評価・点検

本計画は、本町における障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた基本計画であることから、教育、就労、保健・医療・福祉、都市計画など関係部署と連携し、障がいのある人に対する施策の推進を全庁的に取り組んでいくとともに、障害者福祉施策推進協議会等を通じて実施状況の把握、点検及び評価を行い、計画の進捗状況の確認を行います。

1 播磨町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、障害者のための施策を総合かつ計画的に推進するための基本計画を策定するため、播磨町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 播磨町障害者福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、障害者福祉計画の策定により解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉グループにおいて行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日要綱第32号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附 則（平成23年7月22日要綱第33号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表

播磨町障害者福祉計画策定委員会委員

役職名
学識経験者
医療関係代表者
社会福祉施設代表者
身体障害者団体代表者
自治会代表者
老人団体代表者
ボランティア団体代表者
社会福祉事業関係代表者
民生委員児童委員代表者
国職員
県職員
町職員

2 播磨町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

委員長 副委員長 (敬称略)

	役 職 名	所 属	氏 名
1	学識経験者	美作大学生生活科学部准教授	石飛 猛
2	医療機関代表	加古川市加古郡医師会(川野外科)	川野 和雄
3	社会福祉施設代表者	あかりの家	三原 憲二
4	〃	博由園	中田 義則
5	〃	こころのワークセンター	吉田 恵子
6	〃	加古川障害者就業・生活支援センター	高井 敏子
7	障害者団体代表	播磨町聴覚障害者代表	田辺 行弘
8	〃	播磨町視覚障害者代表	山原あゆみ
9	〃	播磨町手をつなぐ育成会	橋本 俊彦
10	〃	播磨町心身障がい児(者)医療・教育・福祉を考える会 はまなす	西村 尚美
11	〃	NPO 法人文化・福祉・人権サポート アエソン	政本 和子
12	自治会代表	播磨町自治会連合会	森野 六男
13	ボランティア団体代表	播磨町ボランティア連絡協議会	山本美代子
14	社会福祉事業関係代表	播磨町社会福祉協議会	近藤 龍樹
15	民生委員児童委員代表	播磨町民生委員児童委員協議会	亀田 龍昇
16	国職員	加古川公共職業安定所	納谷 訓行
17	県職員	加古川健康福祉事務所(生活福祉課)	竹本千衣子
18	〃	加古川健康福祉事務所(地域保健課)	梅木 美鈴
19	〃	県立東はりま特別支援学校	大西 隆文
20	町職員	播磨町教育委員会事務局学校教育グループ	高見 嘉彦

播磨町障害者計画

誰もがともに支え合い、くらす共生のまち

平成 24 年 3 月

発行：播磨町

編集：播磨町福祉グループ高齢障害福祉チーム

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号

TEL：079-435-2361 FAX：079-435-0831
